

1 目的

麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業については、大量の地中障害物の問題に留まらず、市の調査が進むにつれて不適切な事務処理等多数の問題が表出している。こうしたことから、事業を決定するに至った経過をはじめ、今日までの事業内容に至る調査を実施し、問題を引き起こした原因を明らかにするとともに、その責任の所在を示すことで市民の負託に応える。

2 設置根拠

地方自治法第98条第1項及び同法第100条第1項による。

3 調査事項項目

麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に係る次の事項

(1) 当該事業を実施及び進捗するにあたっての市の決定経緯

1 麻溝台・新磯野第一整備地区が市施行として事業化された理由について

ア 市の玄関口ともいえる当麻地区(約80.6ha)を組合施行とし、麻溝台・新磯野地区(約148ha)を市施行として事業推進を図ろうとした理由は何かを確認した。

- ・平成22年度に148ヘクタール、全体の地権者同意を得るには時間を要するということと、また、事業化を図らなければ、先ほど申し上げたように特定保留区域の解除というところがありましたので、全体を行うことはなかなか難しいだろうということと、事業への賛同が高く、また、後続地区への波及効果が高い地区中央部の38ヘクタールを先行して整備するものとしたということと記憶しております。(谷畑氏)
- ・所有権の移転や相続など、そういうことがどんどん出てきてしまって、あのまま置いておいたら、ただでさえ地権者が千数百人もいたはずで、さらにそれが増えたら、耕作などできないような土地になってきて、それがどんどん増えてきてしまう。そうすると、環境上の問題、治安の懸念、そのようなこともある。ですから、私もとしては、その廃棄物調査をしながら、一定規模でできないか、そういうことを模索してきて、さっき言ったような理由で、では、やりましょうと。分割するに当たっては、当然、保留フレームの指定、県の認可というか、あれもあるのだろうと、私、事務的なことはよく分かりませんが、あるのだろうということと、分割することについては、県当局とも協議をしていたと思います。そういう結果で、事業効果といいますか、そういうものがあって、市に有益、それが一番の有益性をもたらす、こういうことで実施していったということになります。(小星氏)
- ・これは平成9年に特定保留区域で指定されたということで、十数年といいますが、長いことかかってきた事業でございます。それで、こちらは全体の面積が148ヘクタールだと承知しておりますけれども、地権者が数千人ということで、私、細かい数字、ちょっと分かりませんが、そういう多くの地権者がいる。これは今まで相模原市も区画整理事業をいっぱいやってきたけれども、こんな大きな、また、地権者が多い事業というのはなかったということでございます。そこで、3分割に分けてやっていただきたいというのが地権者の御要望でした。それはなぜかということ、先ほど言いましたように、非常にエリアが広い。それと、今言ったようにいろいろな問題が山積しているのではないかと。そういうことを踏まえて、3つに分けて進めていこうということになっていったと私は承知しています。それで、市としての取扱いですが、これは市の都市計画マスタープランに位置づけられていることや、また、総合計画、そして、新しい都市づくりの拠点づくり、こういった事業ということになっていたわけでございますので、そういった経過と区画整理をやるのが義務づけられたエリアですね、特定保留地域ということですから、長年やってきたということが、大体、先ほど言った基本的な条件で地権者との話が進んだということで事業に移ったという経過があります。(加山氏)

<検証結果>

平成9年に行われた都市計画の線引き見直しにおいて、当麻地区と麻溝台・新磯野地区が市街化区域への編入候補地として特定保留区域に位置づけられ、麻溝台・新磯野地区については、事業規模が大きく、権利者数が多いことから市施行の土地区画整理事業を前提にして調整が行われてきたことを確認した。また、証人等の証言により、特定保留区域に設定された以降、

事業化の目途が立たない状況の中で都市計画の位置づけが継続されてきた経過も確認した。

一部を先行して事業化したことについては、後続地区への波及効果を期待していたことなどが理由として挙げられていたが、事務的なことはよく分からないと言いつつも、特定保留区域を分割することについては、県の認可や協議を経ているという説明であった。ただし、当時の都市計画の方針としては、特定保留区域を分割するにあたっては、線引き見直しの計画期間内に特定保留区域全域を市街化区域に編入できる目途があることが条件となっていたことがこれまでの調査により確認されており、後続地区の事業化の目途や担保のないまま、県とどのような協議を行い、分割編入を行うことが認められたのかという点では疑問が残る。

都市計画の線引き見直しという制度において、市街化区域の適正規模が概ね5年置きに見直しされるということを考えれば、第一整備地区を事業化する段階で、麻溝台・新磯野地区全体の構想の見直しなどを検討すべきであったと思われるが、148ヘクタール全域を市施行の土地区画整理事業で整備することを前提とした全体構想のまま、地区の中央部(約38ヘクタール)のみが事業化されたという事実を確認した。

令和元年の市長選挙により、政権が加山市長から本村市長に変わり、事業の異変を感じた本村市長が同年6月に事業の一時中断を決断している。その後、内部検証や第三者組織による調査の後、事業再建に向けた取組みを行い、令和4年5月に本事業の再開が決定されている。事業再開を決断した理由、すなわち本事業の必要性については、本市の将来都市像を実現する上で必要な拠点整備事業であることや、圏央道のインターチェンジに近接しているという立地ポテンシャルを踏まえ、様々な事業効果が期待できる事業であることから、再開すべき事業であるとの説明が市民に対して示されたところであるが、事業化する時点の経営陣からは、上位計画に位置づけられていたこと、相続等による地権者数の増加、耕作などできないような土地の増加、環境上の問題、治安の懸念があったなどを理由として事業に着手したことや、土地区画整理事業に大きな影響を及ぼす可能性がある地中障害物については、調査をしながら行うことが効率的であったなど、一定規模の事業化の必要性についての考えは示されたが、当麻地区を組合施行とし、当該地区を市施行とした明確な理由についての説明は得られなかった。

イ 特定保留区域全体を一括編入するのであれば、事業の難易度等から市施行の区画整理事業は理解できるが、第一整備地区を事業化するにあたって組合施行の選択肢もあったと思われるが、市施行として決定した理由は何かを確認した。

・3つに分けたのは、先ほど言いましたように、非常に広大であるということ。それと、私がちょっと承知しているのは、公共事業でやったと。区画整理は市施行でやろうが民間施行でやろうが同じですけども、予算の組み方や事業の実施方法、これが主体性は市が公設ですからやるといことで、なぜ、この3つに分けた38ヘクタールを先行で市がやるかということ、先ほど言いましたように、広い大きなエリアですから、大規模調査委員会などにも委託して、どういう方法がいいだろうかということで、市は意見をお聞きしましたが、公共性が高い事業だから、公共施行でやったらどうかというお話をいただきました。それと、地権者たちは、3つに分けてやって、後の残りの2つの事業は先行して公共施行でやっていただいたものが一つのモデルになるわけですから、そういう形の中で、2つ目以降の事業については組合施行でというようなことが御意見としてあったとは伺っております。(加山氏)

<検証結果>

第一整備地区の事業化にあたり、組合施行ではなく市施行とした理由について、当時の市長の証言によると、非常に広大であることや区画整理は市施行でやろうが民間施行でやろうが同じだが、大規模調査委員会などから公共性が高い事業だから、公共施行でやったらどうかという意見があったという説明があった。また、地権者たちが地区を3つに分け、公共施行で先行して行われた事業が一つのモデルになるので、後の残りの2つの事業については組合施行でという意見があったことが、第一整備地区が市施行として決定された理由であるとの説明があった。

麻溝台・新磯野地区全体(148ヘクタール)を施行区域として土地区画整理事業を実施するのであれば、非常に広大であり権利者数が多いことが市施行とする理由となることは理解できるが、分割するのであれば、もはやそれは理由にはならない。また、面積等事業規模だけで考えれば、第一整備地区に比べ後続地区の方が大きいことから、事業規模で判断するなら後続地区についても市施行で行うべきと考えるのがふつうである。更に、公共性が高い事業だから市施行という説明についても理解し難い。同一時期に特定保留区域と位置付けられ先行して事業化されていた当麻宿地区の土地区画整理事業についても都市計画事業として施行されており、県道の

整備を含めた非常に公共性の高い事業であるが組合施行で実施されている。公共性の有無が市施行を決定した理由という説明については、理解し難い。

2 土地区画整理事業の事業化に向けての事前調査や調整について

ア 地中障害物が課題である事業であることが認識されているにもかかわらず、十分な事前調査を行わずに事業計画を決定したのはなぜか。

- ・建築物が存することや地権者の同意を得なければ、その筆に対して調査ができないというところがございましたので、全ての土地を事前に調査することは不可能だったというところで、また、第6回線引き見直しの期間内において事業化ができなければ、県が指定する特定保留区域が解除される可能性があったことから、市として早期の事業着手、完了というところを目指し、分割編入を決定したのものとして私は記憶しております。(谷畑氏)
- ・このA&Aにつきましては、特に地下埋蔵物といえますか、廃棄物、こういったものが多く埋まっている。ここの区画整理をどうするかということを経年、地権者等と研究してきた中で、そういうことが推定されていたわけがございます。したがって、基本的には地下埋蔵物がどのくらいあるのかということが決定してというか、見えてこない、総体事業が見えないということから、当初から、仮換地計画といえますか、換地計画、また、その他区画整理時に必要な事業費、こういったものを推計すると同時に、地下埋蔵物がどのくらいあるかということの調査または予算、これも分けて、二本立てで行こうということは原則でございました。それが分からないと総体事業は誰も分からないわけですから、そういったことで始めたということからでございます。(加山氏)

<検証結果>

十分な事前調査を行わずに事業計画を作成したことについて、建築物が存することや地権者の同意を得なければ調査ができないため、全ての土地を事前に調査することは不可能だったという説明があった。建築物が存する箇所については、建築物の除却等が必要となることから仮換地指定後でなければ調査できないことは理解できるが、それ以外の土地については、地中障害物による地権者負担への影響等調査の必要性をしっかりと説明して理解を得れば、事業計画決定前に実施することは可能であったと思われる。もっとも詳しい説明をしているが、事業に対する地権者の賛同が得られている状況であれば、地権者の協力を得て事業に大きな影響を及ぼさず地中障害物の調査を事前に実施することは可能であったと思われる。また、線引き見直しの計画期間内に事業化できなければ、特定保留区域の位置づけが解除される可能性があることと認識していたことから考えると、事業化を急ぐあまり十分な調査や課題の整理を先送りして、事業計画決定を急いだのではないかと疑念を抱かざるを得ない。

また、当時の市長である加山氏からは、麻溝台・新磯野地区については、地下に廃棄物が多く埋まっていることは推定していたが、どのくらいあるのか見えてこないと総体事業が見えないから、区画整理に必要な事業費、こういったものを推計すると同時に、地下埋蔵物の調査または予算、これも分けて二本立てで行こうという原則であったなど、総事業費を曖昧なまま事業計画を決定し、事業に着手したことが確認されたが、あまりにも無責任と言わざるを得ない政策判断であり、この政策判断が現在の状況を招いたと言っても過言ではないと思われる。証言内容については、体裁を気にして言葉を選んでいるようだが、説明内容を要約すると、地中障害物の処理は地権者が行うこととしていたため、その処理費については何百万、何千万円となる可能性があっても市の問題ではないことから気にしていなかった。また、事業費がどのくらいになるか分からないが、施行者は市なので事業費が膨らんでも財源の心配はないと考えていたとしか理解できない内容であり、無責任な考えで事業の実施を決断したことが明らかになった。

大規模な事業であるからこそ、地権者理解の下、事前に十分な調査を実施し、想定される事業費を計上し、その財源についても慎重に確認することが必要であったはずである。

3 事業計画決定時の資金計画について

ア 事業計画決定時の資金計画は妥当であると認識していたかを確認した。

- ・127億との見合いでオーバーしそうかという議論をした記憶がないのですが、ただ、個々の工種なり項目を見ていったときに、想定外というか、もともとの積みが甘いというような認識は

多々あった。補償費にしても、現実的なものではないのではないかというような議論をした記憶はある。(鈴木竜氏)

- ・資金計画については、全ての土地区画整理事業における全ての経費を盛り込んでいるというようなことで認識していた。ただ、資金計画については、市全体のお話も一つ、課題、ネックとなっていた。第一整備地区が終わった後、橋本駅周辺事業または相模原駅周辺事業等々、大規模な開発事業が控えていたので、第一整備地区に経費をかける時期、そういうものが限られているのかなと考えていた。(加藤一嘉氏)
- ・税金の部分であったりとか、あとは家賃補償とか、その補償費、年間1億6、7千万円かかっていたなかで、その補償費が8年間で7、000万円しか積まれていなかったことは、担当部長として、理解していなかった。(加藤一嘉氏)
- ・当然、これは事業費、予算措置した数字だとすれば、当然、担当部局で積み上げて、財務査定があって、そして、要するに、担当部局で積算して、財務査定があってと、その過程で、こんな感じになるのかなということは、報告というか、それはあるのではないかと思いますけれども、ちょっと記憶がございません。(小星氏)

<検証結果>

意思決定は加藤一嘉まちづくり事業部長である。

資金計画に関する一番の問題は、地中障害物等の処理費用が総事業費127億円に計上されていないことである。担当職員のヒアリング結果によると、地中障害物等の処理費用は、区画整理事業とは別で整理することにしてたと認識している者が多く、その処理費用の負担方法を確認すると地権者負担であり、減歩または金銭によるものとされていたため、区画整理の事業費として処理費用は計上しなかったと大半の職員が回答している。区画整理事業とは別で整理するとしていながら、その負担は区画整理による減歩と認識していたという点を捉えると、当時の経営層を含め担当する職員は区画整理の制度を全く理解していない状況で事業計画を決定したことになる。

また、第三者委員会の調査報告書にも記載されている通り、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条によれば、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とされており、本事業の施行者である市は、排出事業者にあたることから、発出させた地中障害物の処理は市が行われなければならない。市は、その分の費用を支出として事業費に計上しておかなければならなかった。そして、その支出を賄う収入として、地中障害物の処理費用が地権者負担というのであれば、それに見合う金額を「保留地処分金」等として資金計画に計上すべきであった。このたびの尋問で多くの証人は、本事業の施行者は市であるが、廃棄物の処理の義務を負うのは包括委託の清水建設(株)だと認識しており、別事業として地中障害物の処理を清水建設(株)が随意契約で行うべきと思っていたことを確認した。

また、事業が中断している状況でも、固定資産税や家賃補償等で、その補償費は年間約1億6、7千万円かかっている。しかしながら、当時作成された事業計画では、その補償費が8年間で約7千万円しか計上されていなかった、そのことは見積りが甘いというレベルではなく、単純に誰一人として事業の実効性を確認する者がいなかったと言わざるを得ない。よって、結論としては、そもそも事業計画決定時の資金計画は妥当ではなかったと考える。当時、意思決定を行った職員に悪意がなかったとしてもその責任は重い。

(2) 当該事業を実施するにあたっての民間事業者包括委託方式導入の経緯並びに受託者 選定と委託内容

①民間事業者包括委託方式を導入すると決めた経緯

ア 市として区画整理事業のノウハウがありながら、民間事業者包括委託方式を導入すると決めた経緯を確認した。

- ・平成25年度に財団法人の区画整理促進機構が民間事業者包括委託方式のガイドラインを作成しまして、その案内がありました。ただ、こちらについては被災地で活用しているもので、これから新市街地に広げていきたいというようなことで話があったんですが、当時、うちの市では、単年度予算の原則なんかもありまして、市施行ではなかなか導入が難しいだろうということで所内では検討しておりましたが、平成26年度に麻溝台・新磯野整備事務所が設置されまし

て、また、当麻地区拠点整備事務所から荒井所長が着任されたというところで、早期事業化を図る観点から、事務所の所長から、導入に向けて調整するよう指示があったものと記憶しております。(谷畑氏)

- ・導入について所長からの指示がありまして、その内容について区画整理促進機構とも話をした中で、業務内容とか契約の方法とか、そういった部分について検討を行いまして、その内容につきましては、庁議、関係課長会議については複数回行っております。その中で出た意見なんかも踏まえて、また、所長からの指示があり、再度、組立てをし直して、最終的には政策会議を実施して、決裁で意思決定しているものと記憶しております、所内でメリットデメリットの部分について議論したというような経過は、記憶していない。(谷畑氏)
- ・民間事業者包括委託方式の導入については、東日本大震災の被災地の早急な復興に向けた基盤整備とまちづくり、それらを総合的に行う土地区画整理事業が有効な手法として取り上げられていた。事業を担当する被災地の各自治体の技術者の不足の中で、被災自治体が事業主となって土地区画整理事業を迅速に継続的に推進するための方策として、区画整理促進機構において、地方公共団体が施行する土地区画整理事業における民間事業者包括委託方式ガイドラインというものを平成24年5月に策定され、震災復興事業として各被災自治体において導入され、成果を上げているということで整備事務所からは聞き及んでいた。(加藤一嘉氏)
- ・A&A地区において包括委託方式の導入に向けての庁議については、導入のメリットとして、事業期間の短縮イコール経費の節減などを中心に、関係課長会議、政策調整会議、政策会議等、庁議を進めていた。導入の一番の理由としては、市の職員の中に土地区画整理事業または市街地再開事業等々、まちづくり事業の経験者が少なく、今後、本事業を強力に推進する体制に影響があったこと、また、過去に本市が市施行として整備した相模大野駅周辺地区の土地区画整理事業において、事業期間が長くなったり、多くの技術職員を配置したというところのある意味反省から、民間事業者のノウハウを生かした複数年にわたる継続ある事業として一括契約する民間事業者包括委託方式の導入に向けた庁議、調整を進め、合意を得た。(加藤一嘉氏)
- ・区画整理事業をどう進めていくのかということについて、やはり一定のノウハウというか、当然、そういうものが必要だろうとは思っているわけですが、そういう中で、私が記憶にあるのは、さっきから言っているように、東日本大震災の復興事業の区画整理のやり方、これが一番いいという説明を受けて、そして、政策決定したということだと思っています。(小星氏)
- ・委員から市にノウハウがあるという話がありましたけれども、職員のノウハウはありません、経験ありませんから。そういったことも踏まえて、まあ、そこは別に置きましても、非常に難しい事業ですから、国がこういう包括委託方式といいますか、そういう手法を一般の市の区画整理にも導入していいよという解釈をされましたので、それは、先ほど言ったように、いろいろな面でメリットがあるなという判断をさせていただきました。市としての判断では、長年やってきた、それは総合計画や都市計画マスタープラン、また、大規模事業評価の委託調査の中でも、そういったものを公共として進めるべきだろうと、適切ではないかと御意見もいただきましたので、そういったことで進めさせていただいたということでございます。(加山氏)

<検証結果>

そもそも、民間事業者包括委託とはこの制度自体が東日本大震災の復興のために、言ってみれば、東北の自治体の人員不足をどう補うかという観点でメインとして検討された手法であるため、小規模の自治体ならばある程度は理解できるが、多くの区画整理事業の実績がある政令指定都市の相模原市にはまったくあてはまらない手法だと考えられる。数々の証人が尋問で、職員の中に土地区画整理事業または市街地再開事業等々、まちづくり事業の経験者が少なく職員にノウハウはないとの発言もあり、本事業を強力に推進する体制に影響があったなど、職員の経験不足から民間事業者包括委託方式の導入を決定した理由について証言している。しかしながら、そのように事業の推進体制に不安を感じていながら、しっかりと推進体制を講ずることなく、杜撰な計画で事業計画を決定し、あえて専門知識を必要とする経營業務等を除く形で民間事業者包括委託という形式を導入した事実が確認されている以上、その証言に説得力はなく、理解し難いものである。

事実として、本村市長が就任後、事業の一時立止まりを決定し、事業の課題や問題の検証及

び事業再建に向けた取組みを職員が主体となって行っている。過去の杜撰な事業計画や不適切な事務処理等で地権者から多くの怒りを買っているなか、いわばマイナススタートからでも市の職員が主体となって事業の立て直しに取組み事業の再開が決定された。このことや同時期に施行されていた組合施行の土地区画整理事業への技術的援助の状況から考えても区画整理の経験やノウハウを持つ人材がいたのは明確である。

なぜ、職員のこれまでの経験や能力を適正に評価することもせず、ましてや(公財)区画整理促進機構が推奨するモデル体制を崩してまで本市独自の包括委託制度としたのかについては疑問が深まる。また、荒井所長が着任してから導入に向けて動き出したとのことだが、荒井所長本人が証人喚問への出頭を拒否したため、これ以上の真相究明や事実を確認することはできない。

当時の経営層に対していえることは、職員のノウハウも経験もないと認識していたのであれば、事業推進体制をしっかりと確認すべきであり、それを怠っただけでなく、数々の問題や疑念を抱かせるような所属長の任命を行った責任は重いと思われる。

②包括委託方式を導入するにあたり、議会等に説明した内容について

ア 建設委員会等における理事者側の説明内容が実態と異なるものが確認されているが、包括委託方式を導入するために事実と異なる説明を行ったのかを確認した(偽証? 認識不足?)

- ・議会等への説明ですが、平成27年2月の調整会議または政策会議以降、3月の建設委員会の部会、その後の各会派説明を行ったと記憶している。説明の内容としては、A&A事業の現況、取組状況または民間包括委託方式の導入の目的、委託業務内容、導入の効果、委託業者の選定、契約の流れ、今後のスケジュール等である。こういうものを理解いただいた中で、各事業を進めていった。(加藤一嘉氏)
- ・包括委託することによって、人件費が委託料に上乗せになるという話で、今、経験がない職員が何人集まろうが、時間をかければ、経験を積んでいけば、できる事業かなとは思う。ただ、10年、20年かけてこの事業をやるつもりはないし、やはり民間を活用した中での事業の推進、それがこの事業のポイントになろうかなと考えていた。(加藤一嘉氏)
- ・6月議会から、包括委託について説明しているわけですけど、その当時、長谷川委員から包括委託で工事費が増加していくことも懸念としてあるという御指摘いただいたことも承知しています。そういった中で、先ほどもちょっと話したんですけど、通常、議会ですと、やっぱり所長、課長が第2問を調査して、いろいろ情報提供していただいて答えるというのが普通なんですけど、その当時、情報も取りに行かない。したがって、回答案も出てこない。機動的な資料を頂ぐだけで回答して、本当はそこで私も十分な説明をしていればよかったんですけど、そこは反省しているんですけど、そういった状況の中で、要は議会との話の距離が出てきてしまったといったところが一つ、私もそういったところはちょっと反省しています。今言ったような工事費の増なんかについて説明したのは、やはり工事が当然円滑に進むように、俗に言う、何ていうんですか、設計も工事も円滑にできると、そういったようなこと。これはもう当然、情報として知っていたので、そういったところで工事費は安くなると。また、俗に言う出会い帳場もなくなるわけですから、当然、業者間、それが仕事間のやり取りも楽になると、そういったことでは当然安くなると、そういった判断で工事費は安くなるというような説明をした記憶があります。あと、事細かには、大変未熟な回答で申し訳なかったなどは思っていますけど、そういった状況で説明した記憶があります。(佐藤時弘氏)

<検証結果>

当時、議会に対する説明内容が実態と異なるものが確認されているため、包括委託方式を導入するために事実と異なる説明を行った理由について確認したところ、そもそも説明者側に包括委託方式そのものがしっかりと理解されていないことや、本事業における制度上の問題や課題も認識されないまま議会等への説明が行われていたことを確認した。証人らの発言によると、経験がない職員が何人集まろうが、効率が悪いので、民間を活用した中での事業の推進がこの事業のポイントになると考えていたこと、包括委託方式の導入については、設計も工事も円滑にできるといったことで工事費は安くなり、当然、業者とのやり取りも楽になるため、そういった感覚で工事費は安くなるというような認識だったこと、そして、議会からの情報が提供されなかったことから、議会との距離が出てきてしまい十分な説明ができなかったなど反省点が挙げられたが、事実

と異なる説明が偽証であるか認識不足であるかを判断することはできなかった。

③包括委託業務から事務経営に関する業務を除いた理由について

ア 議会等に対する包括委託方式の導入目的を達成するには、区画整理事業の運営業務についても委託すべきと考えるが、包括委託業務から事業経営に関する業務を除いた理由は何か。また、その判断(意思決定)は誰が行ったのかを確認した。

- ・所長からの指示によりまして、まず、施工期間を短縮することを第一の目的として包括委託の活用を検討しておりましたので、全体を業務内容とすることではなくて、期間がかかってしまう工事に関連して、その事項を一括して委託するというを前提に、区画整理促進機構と調整を行っていたというように記憶しております。(谷畑氏)
- ・庁議の中におきまして、話としては、やはり市でできることはやっていくべきだと。あと、包括委託に関しては、金額的にも非常に大きなものになってくるので、できるだけ金額を抑えたいというような部分も庁議の中で話としてはございました。ですので、できることは自分たちでということと、換地とか調査の部分に関しては市でやって、それ以外の工事関連を一括して委託するということで検討されたということで記憶しております。(谷畑氏)
- ・当初のスタートから、地中障害物の処理を含めて、工事の早期完了による施工期間の短縮ということを目的として、包括委託を導入しようということで、指示を受けていた。発意は私ということになっているが、所長からの指示に基づいて起案をして、部長が印鑑を押しているというような形にはなるが、関係課長会議の中でも、全てを委託してしまうのでは市施行としての意味がないという意見があった。(谷畑氏)
- ・当時を思い起こすと、かなり皆さん、休日出勤だったり時間外とかというところ、物すごい時間外をやっている職員もいたと記憶している。その弊害というか、本来は一括委託で委託すれば、事務軽減が図れるというところ、実際はそうではなかった状況があった(野崎氏)
- ・当時10名程度でやっているから、倍近くの人数が欲しいと常々思っていた。では、人数をつければいいのかということも当然問題があって、技術的な部分であるとか、判断できる方が適正に配置されている、そういったところも必要だった。(鈴木竜氏)
- ・民間事業者包括委託方式の事業内容については、調査及び測量業務から仮換地指定に関する業務または建物の補償等に関する業務、それから、本事業の工事計画、設計、整備工事等と事業の運営管理、施工に関する業務全般盤を幅広く、これらの業務を一体的に民間事業者に委託することで、導入の効果があるものと確信していた。
導入に向けて、政策会議等、庁議の中では、いわゆるフルスペックの委託内容を説明した。しかし、どの時点で業務内容が変更されたか承知していない、記憶にないが、やはりフルスペック、いわゆる丸投げの委託によりまして、余剰力、職員の負担が軽減されるので、その分を事業全体の進行管理または未同意の権利者対応、それから保留地の処分、立地企業の選定等々、先々を見越した仕事に集中して行うなど、市の業務量をカバーしていくためには、やはり、経験の少ない職員を多く配置したところで、時間、経費は要してしまうため、フルスペックによる民間事業者包括委託方式の導入が求められていたと考えている。(加藤一嘉氏)
- ・換地等の主要業務を外したことの適正とその理由については、業務内容、業務の範囲から換地等の主要業務を除外したのは相模原市からの上意下達的な強い指示によるものである。当機構は資料の整理、提供を行う受託者であり、その理由等は承知する立場にはない。業務内容、業務の範囲については、当機構は相談の段階から包括委託方式のメリットを最大限に生かすために、換地等の主要業務を含めた全体を委託することが望ましいと繰り返し説明してきた。また、支援業務受託後、最初に相模原市に提出した募集関係資料の原案におきましても、業務内容は換地設計等も含む全ての業務を対象とするという内容で資料を作成し、市に再検討を求めている。しかしながら、最終的には市から対象業務から施工管理や調査、設計を除き、工事及び工事に関連する調査、設計のみとすること並びに補償業務についても、補償物件の調査、算定及び補償交渉の支援を含めるとの強い指示があった。結果、業務内容から換地等の主要業務が除外されたものである。一般的には、権利者交渉で出されたいろいろな課題

に対応するためには換地設計等を見直すことも一つの手段であり、補償業務と併せて換地設計業務も委託内容に含まれているほうが課題を解決しやすいことから、包括委託する業務に換地設計等を含めたほうがよいと言われており、当機構もそれを勧めたところである。ただ、結果的には、相模原市が換地設計等の主要業務を業務内容、業務の範囲から除外された。機構としては、大変残念に思っている。(区画整理促進機構)

- ・相模原市の谷畑伸一さんからメールにて、業務内容については、工事及び工事に関する調査設計と補償調査に限るという指示があったという記録がある。(区画整理促進機構)
- ・着任して、いろいろ説明を受ける中で、私としますと、フルスペック、いわゆる今フルスペックと言われています、その当時は、ほとんどの業務を包括して委託すると聞いておりましたし、認識もございましたから、今言われたようなフルスペックで計画されていなかったというような認識はないです。ただ、そこには、引継ぎの中で、当然、市施行でやっていますんで、市のやる部分というのがあるという認識の中で、そのすみ分けはあるのかなという認識でございました。そういった意味では、それからどんどん内容が変わってきたということも感じてはいました。(佐藤時弘氏)
- ・総合審査会ですか、これが終わって、その後、荒井所長が決裁を持ってきました。そのときに、いきなり総合審査会の決定事項とちょっと違ったものが来たと、たしか抜けているものがあつたと、そういった中で、ちょっと激高しまして、何でこんなことをするんだ、話が違うんじゃないか、これじゃ、庁内会議も経てきて、それで審査会を受けても、ちょっとまずいんじゃないのかと。まして、こういうのを外部にも説明していないじゃないか、議会でも説明していないじゃないかと、こんなことを最初は言ったんですけど、その後、いろいろ説明を聞いて、当然、事業を早く進める上で有効的なことだというような前提で説明を受けまして、これは承認したというか、そういったところでもあるのを、当然間違ったことをやっているわけではないですから、そういったこともあるのかというような認識の中で承認して、決裁を回したというようなことは覚えております。(佐藤時弘氏)
- ・最初はフルスペックでやると思っていた、一部を抜いてですね。そういったところでは思っていたけど、その後、関係課長会議等で全体的に丸投げはよくないというような意見の中で、市のやるべきことを精査するんだらうと、そういう意見があつた。そういったところを踏まえて、ある意味、また絞られたと。最後の契約のときには、先ほど説明したように、工事に着目した提案が来たと。ですから、その二段階で、要は総括からある部分が抜けていったと、こういう意識がありました。(佐藤時弘氏)

<検証結果>

証人への尋問によると、発意者の谷畑氏は荒井所長の指示で起案をし、意思決定をした佐藤まちづくり事業部長は荒井所長から説得されて決裁を回したことがわかった。その理由としては関係課長会議の中で、全てを委託してしまうのでは市施行としての意味がないという意見があつたことや金額的にも非常に大きなものになってくるので、できるだけ抑えたいというような部分も庁議の中で話があつたからの証言を得た。民間事業者包括委託の導入を提案していた加藤部長は、「やはりフルスペック、いわゆる丸投げの委託により、余剰力、職員の負担が軽減されるので、その分を事業全体の進行管理または未同意の権利者対応、それから保留地の処分、立地企業の選定等々、先々を見越した仕事に集中して行うなど、市の業務量をカバーしていくためには、やはり、経験の少ない職員を多く配置したところで、時間、経費は要してしまうため、フルスペックによる民間事業者包括委託方式の導入が求められていたと考えている。」と証言しており、また、民間事業者包括委託方式のガイドラインを作成し、案内をしていた区画整理促進機構は、「一般的には、権利者交渉で出されたいろいろな課題に対応するためには換地設計等を見直すことも一つの手段であり、補償業務と併せて換地設計業務も委託内容に含まれているほうが課題を解決しやすいことから、包括委託する業務に換地設計等を含めたほうがよいと言われており、当機構もそれを勧めたところである。ただ、結果的には、相模原市が換地設計等の主要業務を業務内容、業務の範囲から除外された。機構としては、大変残念に思っている。」と証言している。

一方で、当時現場の職員の野崎氏は「当時を思い起こすと、かなり皆さん、休日出勤だったり時間外とかということ、物すごい時間外をやっている職員もいたと記憶している。その弊害というか、本来は一括委託で委託すれば、事務軽減が図れるということ、実際はそうではなかった

状況があった。」と証言している。換地設計等の主要業務を外したことは、当初、職員の経験不足を補うため包括委託を導入した理由と大きく矛盾をしている。受注者の清水建設の業務内容から、総務、経理、計画調整、換地等を除いたことは、民間事業者包括委託方式とは言い難いものになっており、その結果10人しかいない麻溝台・新磯野地区整備事務所に対応することになり大きな支障をきたした。

包括委託業務から事業経営に関する業務を除いた理由として、庁議で「市でできることはやるべき」「丸投げはよくない」「全てを委託してしまうのでは市施行としての意味がない」などの意見があったと説明されているが、いずれも事業経営に関する業務を除く理由にはならない。そもそも区画整理のノウハウや経験不足を補うことが目的であれば、区画整理の専門的知識を必要とする事業経営部分を含めて発注すべきである。また、全てを委託することは市施行の意味がないとの発言は施行者の違いによる効果などが理解されていない発言である。証人らの証言によりそのような経緯があったことは確認できたが、結論として、その判断を誰が行ったかという点について事実確認を行いところであるが、当時の所長である荒井氏本人が証人喚問への出頭を拒否したため、これ以上の真相究明や事実確認を行うことはできなかった。

④ 包括委託方式を導入するにあたり、国交省や公益財団法人区画整理促進機構との調整について

ア 当時の所長と国交省との面会内容およびその後報告した復命書についての事実確認を行った。

- ・国土交通省への調整につきましては、所長のみで行っていたため、その内容と同席者につきましては、私は存じておりません。(谷畑氏)
- ・国交省との面会というのは決定に対して大きな影響があった、面会内容については把握していない(谷畑氏)
- ・当時、荒井所長さん含めて、お二人が訪問された。所長様と、もう一方は橋本駅北口第1再開発ビル株式会社の専務取締役の榎田様であった。記憶としては、市のOBの方というような御紹介だったように記憶している(国交省)
- ・相談内容については、A&A地区について、この包括委託を導入する、したいというような内容ではあったと記憶しているけれども、それ以上、あまり具体的なことについては、あまり記憶にはない。(国交省)
- ・もともと、この制度自体が東日本大震災の復興のために、言ってみれば、東北の自治体の人員不足をどう補うかという観点がメインとして検討された手法であるので、そこを相模原市さんに先駆者になっていただきたいというようなことは、あまり考えにくいのかなと思われる。窓口は地方整備局になるので、具体的には地方整備局と御相談してくださいといったような、そういったことを発言した記憶はある。です、これでもう、どんどん使ってくださいといったことより、使われることについて、否定するものではないので、具体的には整備局と御確認くださいといったような趣旨だったと記憶している。(国交省)
- ・ちょうど当時、相模原市はリニア中央新幹線の駅が来るとか、あるいは相模総合補給廠を今後どうするかとか、そういう問題も抱えていますし、また、それからもともと区画整理についても長い歴史があり、印象としては、あまり対象には考えにくいなというイメージは持っていた。(国交省)
- ・非常に大きな影響があったと思う。私にしても、それがあつた意味、この落としどころみたいなところがありまして、後押しされた、よかったなというようなイメージで、そういうことで話をしたこともあります。(佐藤時弘氏)
- ・荒井所長から、国交省の人を知らないかという話がありました。私のほうで理由を尋ねると、包括委託の関係で庁内会議を行っていて、国交省に相談したのかということで、相談はしていないという話で、では、早急に国交省に相談をしてこいと、そういうことを言われたと。ですから、国交省に知っている人がいれば紹介してくれと。

ただ、私は一番最初に、上司はそれを知っているのかという話はしました。まず、市にも国から来ている役人がいるんだから、上司に相談して、その人に頼んだらどうという話をして、一応その場は終わって、後日、連絡があって、やはり、これちょっと、こういう言葉かどうか分からないんですが、上司では駄目だというようなニュアンスで私には言ってきて、それで、ぜひともお願いしたいということなので、では分かったと、私も知っている人がいるから、その人に確認してみると。ただ、私の名前は伏せといってくれという話をしました。というのは、やはり私がそういう形で紹介すると、上の人も嫌な気分になるだろうから、それは黙っていてくれと、それを条件に、私は国交省の人に頼んで、もし、その人がいいと言うならお願いしてみると、そういうことで、国交省の私の知っている審議官にお願いしました。その審議官は、もともと運輸省の出なので、関係の職員はあまり知らないで、担当の審議官に話をしてみるということで、担当の審議官に話をして、それで、担当が市街地整備課長だと思うんですけど、その課長に話を通して、その後、私の知っている審議官から連絡があり、何月何日なら会えるということで連絡をもらいました。それで、それを荒井所長に伝えました。それが経過です。(榎田氏)

- ・打合せの会議のとき、一番最初に課長さんに経過とお礼を言って、その後は、テーブルには着いたんですけど、離席をしていたことがかなりありました、時間が。何回も席を立て、私、聞いてもしょうがないから。そんな感じなので、国から推奨したということは、私は分かりません。(榎田氏)
- ・私も国交省の3人の参考人の聴聞ですか、それ、全部じゃないんですけど、最初のほうは見たんですよ。ただ、あの3人は私なんか言ったことは、まるっきり覚えていないんですよ。それで、審議官も覚えていないんです。それも私の知っている審議官は頼まれたことも覚えていないんですよ。だから、まるっきり覚えていないんですよ。だから、今、鈴木委員さんが言ったように、彼らがここで答えたのは、私の感覚だと、国交省は一般的にはそういうことは言わないですよというニュアンスで言っているんですよ。第一、記憶にないんだから、覚えていないんだから、それは自分が言ったか言わないかというのは分からない話だから、だから、私は新聞なんかだと、荒井氏が復命で虚偽を報告したというような書き方をしてあったけど、国交省の職員が言ったか言わないかというのは、本人は何も覚えていないんだから、それ、分からない話だから、そういう意味では、ちょっと荒井氏に失礼かなと、あの新聞を見て思いましたよ。だから、私は国交省がその場でそういうことを言ったか言わないか知らないんですけど、一応、結果として補助金がついているということは、国交省は認めたということではないんですか。私はその辺は分かりません。(榎田氏)
- ・国が認めるような方法がある、それを導入したい、こういうことでしたから、我々、区画整理そのものに対しては知識が乏しい部分もあって、ああ、そういうことなのかと。だったら、これは間違いないだろうと思った、そういうことでして、ですから、換地の部分が外れているなど、いろいろあるようですけども、当初の説明がどうだったのかということについても、もしかしたら、それがそういうものなのだ、国が示しているものがですね。国のももとのそれを私も自らチェックしたり何かということは、ほかに仕事をいろいろ抱えていますからできない。そういう中で、そのことを信用して、そして庁内の議を経て決めていった、こういうことです。(小星氏)
- ・行政も民間もそういうノウハウ、こんなものは毎度毎度やっている事業ではありませんから、ほとんどが知らない。そういったことによって、国の判断は、聞いた話ですけども、非常に事業が遅延している。したがって、先ほど言いましたように、そういうノウハウを持っているゼネコンといえますか、大手といえますか、ノウハウを持っている方に包括的に委託してやる方法を一般の区画整理でも導入していいということでしたから、導入されたと私は思っております、先ほど言いましたように、市としては、通常どおりのやり方ですとやろうとやってきたわけですけど、私は人件費やノウハウや期間の短縮などということがメリットとしてあると聞いておりましたので、国に認めていただいたということはよかったことだなと、そのときはそういう認識を持ちました。そういうことでそういうものに移行していったということですね。(加山氏)
- ・国交省に足を運んだのが、所長は当然のことかもしれませんが、市のOBが行くなんていうことは、まず基本的には、今まで私も長いこと市の仕事をやっていたんですけど、そういうことはあり得ないとは思いました。(加山氏)

<検証結果>

荒井所長が国交省へ面会に行った復命書を確認すると、結果の欄に「国土交通省としても円滑に事業を推進するため、本方式を推奨しているので、活用をお願いしたい」と記載されており、ま

た、主な意見の欄には「今後、本方式を活用する公共団体は増加すると思われるので、ぜひ、その先駆者として活用をお願いしたい」と記載されている。この復命書が決定打になり、民間事業者包括委託方式を導入する経緯になったと考えられる。

しかしながら、国交省からは上記の通り、「もともと、この制度自体が東日本大震災の復興のために、言ってみれば、東北の自治体の人員不足をどう補うかという観点がメインとして検討された手法であるので、そこを相模原市さんに先駆者になっていただきたいというようなことは、あまり考えにくいのかなと思われる。」、「ちょうど当時、相模原市はリニア中央新幹線の駅が来るとか、あるいは相模総合補給廠を今後どうするかとか、そういう問題も抱えていますし、また、それからもともと区画整理についても長い歴史があり、印象としては、あまり対象には考えにくいなというイメージは持っていた。」と証言している。一方で同行していた榎田氏が上記の通り、「ほぼ離席していたから、国が推奨したということは、私は分かりませんが、一応、結果として補助金がついているということは、国交省は認めたということではないのか。」と証言している。証言に食い違いはあるが、同行した榎田氏の名前を伏せて一人で国交省に出向いたと虚偽の報告を荒井所長がしていることから、国交省の証言は信ぴょう性が高いと考えられる。なぜ、作為的な復命書を提出したのか、また、強い意志で民間事業者包括委託方式の導入を進めたのか荒井所長本人が証人喚問への出頭を拒否したため事実を確認することができなかった。なお、市のOBである榎田氏が「国庫補助金がついているということは、国交省が認めたということではないか」と発言しているが、土地区画整理事業における国庫補助については、採択要件を満たしているか否かが審査されるのであり、包括委託方式の導入については無関係である。また、施行体制については、施行者である市が決定すべきものであることや、(公財)区画整理促進機構が推奨している包括委託方式の体制モデルと大きく異なっていることから考えても、証人らの説明には信憑性がない。

イ 公益財団法人区画整理促進機構の関わりを確認した。

- ・区画整理促進機構とは、活用に向けた調査業務を委託しておりまして、業務内容や受託者との契約の内容について、機構からいろいろな提案を受けまして、所長にそれを報告して、その指示で検討を行っていたというような経過でございます。(谷畑氏)
- ・導入に当たっての国または機構等の調整について、私も調査研究した中では、従前の土地区画整理事業、組合施行では、民間事業者の豊富な経験、ノウハウを生かした業務一括代行方式というものが採られていた。民間事業者のノウハウを活用し、数年に渡る事業を一括発注し、事業期間の短縮、コストの削減等々を目指した。これを市施行の中に当てはめていくためには、いわゆるPFI方式またはPPP方式という民間活力を活用した導入方針、こういうものの導入が考えられるというようなことで検討していた。その中でガイドライン等を設けられたこの事業、制度については、他都市では広く長く整備していく下水道事業とか道路網を整備する事業、こういうものに民間包括委託方式を導入していたという事例もあったことから、本市にいても、本事業の早期事業化、事業の短縮または事業経費の節減、削減を目的とした委託方式の導入を検討し、庁議に諮り、決定した。土地区画整理事業における実例としては、東日本大震災における復興事業しかなかったもので、その辺、国、国交省または区画整理促進機構との調整、協議を指示した。(加藤一嘉氏)
- ・当機構とA&A事業の関わりとしては、まず、相模原市からの相談に対応したことがある。相模原市から平成26年の7月15日以降、A&A事業への包括委託方式導入に係る相談が何度かあった。当機構では、これに対し、当機構が平成24年5月に公表したガイドラインに基づいて、包括委託方式の一般的な手続のやり方等を説明している。
次に、相模原市からの要請を受けて、平成27年6月9日付でA&A事業への包括委託方式導入に係る公募関係資料の作成等を支援する業務を受託し、平成28年3月25日に報告書を市に提出し、業務を終了している。
この支援業務の内容は、募集関係資料の作成業務と審査会運営補助業務である。当機構はあくまでも受託者として市からの指示、要請を受けて助言や必要な資料の整理、提供など補助的業務を行ったものである。指導する立場ではなかった。(区画整理促進機構)
- ・平成26年に入って、相模原市から当機構にA&A事業について包括委託方式で進めたいという相談があって、それ以来、お付き合いをしている、当機構から、この方式の採択を推薦とか売り込むとかということは、公益法人でもありますし、一切していない。私どもは相談があれば、それ

に対して、一般的にはこういうやり方ですよという説明をしているだけである。(区画整理促進機構)

<検証結果>

当時の部長の証言から、土地区画整理事業への民間包括委託方式の導入については、事業期間の短縮や事業経費の節減を目的とし、国交省や区画整理促進機構との調整や協議を行うよう部長が指示したことが確認された。しかし、民間包括委託方式のガイドラインを作成した(公財)区画整理促進機構から業務内容や受託者との契約の内容について様々な助言や提案等を受ける機会があったにも関わらず、一般的な体制モデルと全く異なる相模原市独自の包括委託という名の業務委託方式を採用することになった経緯については、当時の所長の指示で検討した結果であることを確認したが、当時の所長である荒井氏本人が証人喚問への出頭を拒否したため、これ以上の真相究明や事実確認を行うことはできなかった。

⑤ 入札について、技術提案の内容を重視したことについて

ア 施行者としての財政負担を考えた場合、価格点を優先すべきと思われるが、技術点を高く設定すべきと判断したのは誰かまた理由を確認した。

- ・事務所内では、当初から地中障害物の存在が当事業の一番の課題であり、調査と並行して円滑に施工を行っていくことが必要ということで当時は認識されておりました。そういった経過から、地中障害物の処理内容について技術提案が優れている事業者を選定することが望ましいと所長のほうで判断したものと私は記憶しております。また、基準の素案につきましては、区画整理促進機構が作成して、所長のほうで割合等を決定したものと記憶しております。(谷畑氏)
- ・所内では当初から、先ほど申し上げたように、地中障害物の存在が本事業の課題であり、調査と並行して円滑に施工することが必要と認識されていたので、地中障害物の処理についての技術提案が優れた事業者を選定することが望ましいと判断されたと記憶しておりますので、当時としては妥当であったと考えられていたものと記憶しています。(谷畑氏)
- ・荒井所長、価格の部分の、配分もそうですし、得点の出し方というところも含めて、トータルで全体に占める割合がウエート以上に低いというところを見ると、違和感はあるなという認識はあった。(鈴木竜氏)
- ・当機構が最初に提出した募集関係資料の原案の中の評価シートにおいて、価格評価点の割合を100点満点の中で20点としている理由では、例えば宮城県七ヶ浜町の七ヶ浜復興まちづくり地区とか、福島県新地町の新地駅周辺市街地復興整備事業など、包括委託方式を活用した事例を行っている地区での価格評価点の配分事例等を調べて、その平均的な数値である20点を参考値として紹介した。次に、最終的な落札者決定基準においては、市が価格点の配分を25点とされているが、これについては、相模原市がナビ調整の上、決定されたものであるもので、機構としては、その根拠は承知する立場にはない。(区画整理促進機構)
- ・価格点の計算式とか配分とか、そういう重要なことは一切聞かれていない。もともと市が決められることであるので、当機構としても、そのことについては特に関与をしていない。(区画整理促進機構)
- ・価格点の関係ですけど、やはり私も計算してみたりして、2点、3点しか変わらないと。なおかつ、これを、何というんですか、価格点を50点に上げて四、五点しか変わらないと。そういうところは認識してまして、これは説明がつかないんじゃないかと、こういう話はしました。何回もこれはしました。ただ、そうはいつでも、この案が区画整理促進機構ですか、そちらから拳がってきたもので、事例がないわけですよ。たくさん、これが50%取ったところがあるとか、10%のところがあるとか、そういった事例があるわけではなくて、大体同じような数字を使ってやっていると。そういった中で、技術点を優先するにはこれしかやむを得ないと。ほかに代案があるわけではないので、そういった中で説明で、これは当然、妥当なのかと、そういう判断はしました。
技術提案につきましては、障害物の対応だとか、そういったところを考えて、技術提案を優先させたということですが、それは委託の中に入っていないということですけど、行く行くはそういったものが当然、作業というか、事業を進める中で必要になるのかなという判断をしていましたので、

そういったところでは、確かに抜けたというのはちょっと問題があるとは思っていましたが、その当時の時点では、その方法はよかったかなと、そのような判断をしたと記憶しています。(佐藤時弘氏)

<検証結果>

荒井所長の作成。第3者委員会でも記載されている通り、技術点と価格点の配分及び価格点の計算式の設定について本件総合評価審査会で実質的に議論されなかった点については、当時の担当職員のヒアリングの結果等には技術点と価格点の配分は3対1が一般的だと思っていたので総合評価審査会で議論する必要がないと思っていたという趣旨の回答も見受けられる。また、本件包括委託契約に関し議会及び本件総合評価審査会での説明に不十分・不正確な部分があった点についても、技術点の比率が極めて高くなる傾向についての当時の担当職員の思い込みが原因の1つになっているものと思われる。当時の担当職員に技術点と価格点の配分は3対1が一般的だという認識があり、これを慎重かつ十分に検討・議論していないため、議会及び本件総合評価審査会における技術点と価格点の配分の根拠についての説明内容も慎重かつ十分に検討・議論されたものでなく、不十分・不正確になったのであろうと思われる。

橋梁の建設やトンネル工事のような特殊な工事を伴う土地区画整理事業であれば、価格点に比べ技術点を高く設定することは理解できるが、これまでに確認されているとおり、包括委託方式の導入目的の一つに事業費の削減という考えがあったことが確認されている。そうであるならば、本来は技術点より価格点を優先すべきであったはずである。また、技術点と価格点の配分等について十分に検討された経過が確認できないだけでなく、その決定経緯についても設計や工事に精通する職員が関与しない形で調整されていたことについても疑問が残る。更に、清水建設(株)の技術提案が当該現場に適応する内容であった可能性は低く、選定手続きを否定するものではないが、選定結果については疑惑が残る。

⑥ 受託事業者を決定する前に清水建設(株)と接触した事実について

ア 受託事業者を決定する前に清水建設(株)と接触した事実はあるかを確認した。

- ・受託事業者を決定する前に、清水建設と接触した事実があります。(谷畑氏)
- ・本件の担当者は退職していて、詳細な記録は残ってはいない。今在籍している社員に確認しても、当社から包括委託について、何か働きかけたというような事実はないと聞いている。(清水建設)

<検証結果>

市職員のヒアリング調書から民間事業者包括委託契約を締結する前に、主に荒井所長が受託者の清水建設に接触していたとの報告がされている。しかしながら、接触した理由については荒井所長本人が証人喚問への出頭を拒否したため確認することができなかった。

(3) 当該事業に係る事業計画変更及び設計変更の経過と対応

① 設計や契約内容と異なる状況で工事が継続されていたことについて

ア 事業資金が不足すると気づいたのはいつか。なぜその時点で資金計画の変更を行わなかったかを確認した。

- ・平成28年の秋の試掘調査の結果が、清水から来て、私が見て、年明けすぐに処理費がかさむので、議論を提起した。どちらかという、課題認識を持ったのはその処理のほうで、本当にこんなにかかるのかということも含めて、今後、清水に随意契約するような想定もありましたので、そもそも本当にこんなにかかるのかという視点で今後取り組むべきじゃないかというような話はしたが、それをもって、方針の再整理だとかというものに考えは及ばなかった。(鈴木竜氏)
- ・調査費については、具体的に工事の内容をどう見直していくかによって計画なりを変えていくというように考えていた、整理されるのであれば、当然やる必要はあるとは思っていた。まずそこが1点と、試掘の結果を踏まえて、所内でまず議論になったのは、どちらかという処理費のほうだった、どんどん掘削が進む中での議論では当然、また違う議論は出てきたと思うが、試掘の結果から

すると、そういうことだった。(鈴木竜氏)

- ・資金計画、大丈夫かといったことがどうかというのはあるけれども、ごみの処理というところの中で、かなり重大な結果になるんじゃないかという話はした。当然、これは所長以下とは共有しているが、私から部長に直接、そういう危惧、危険性があるというような話をしたかの記憶はない。(鈴木竜氏)
- ・入りの調整と概算、実施設計、その数値と、今一度しっかりした形で全体を見た中で、当然、受託者へは、債務負担行為の設定でやっていたと思うので、予算の再設定だとかも関係してくるので、あまり外数のうちでの変更というのはどうなのかなということで、しっかりしたものを出していきたい。ただ、それが速やかにできればよかったが、時間がかかってしまって、すぐにはできなかった。(永瀬氏)
- ・事業資金については、たしか補償費の関係で随分少ないじゃないかというようなことを相談、報告があったと思う。あと、事業費については実施設計しているということだった、それを見ないと何とも判断しにくいということだった。(永瀬氏)
- ・事業を1回立ち止まるだとかの判断というのは、私も含めて上司である者が、考えなければいけなかったと思う。ただ、事務所から、なかなかその時点で、情報を私が吸い上げられなかったというのもあるので、そういったのを総合的に考えなきゃいけない、管理監督者としての立場の私の責任を感じる。(永瀬氏)

<検証結果>

我々の委員会の調査では、資金計画を変更するタイミングは少なくとも3回あったと考える。1回目は事業計画決定時に地中障害物等の処理費用が総事業費127億円に計上されていないこと及び補償費の積み甘かったことが確認された時点、2回目は社会資本整備総合交付金制度の運用が厳格化された中で、事業財源として当初見込んでいた国庫補助が受けられないことが確認された時点、そして3回目は、平成28年10月に清水建設(株)が試掘調査を行った際に大量の廃棄物が埋まっていることが確認され、調査費や処理費に課題が認識された時点の3回である。このように、資金計画に大きな影響を与える変動があったにもかかわらず、課題や問題を先送りしてきた経緯があった。職員に対して尋問した結果によれば、概ね総事業費が確定するまでは、資金計画を変更する必要がないと思っていたとの証言があったが、土地区画整理事業運用指針(国土交通省)によれば、資金計画に大きな影響を与える事実が確認された時点で速やかに対応策を講じるべきであったと考える。また、本市の土木工事においても一定規模以上の変更が生じるものについては、その都度、設計変更や契約変更の手続きを行うことが必要であると規定されていることを確認していることから、その手続きを放置し、事業を推進していた事実があったことは明白である。

イ 平成28年の交付金制度の見直しを受け、早急に資金計画の見直しを行うべきであったと思われるが、見直しを行わなかったのはなぜか。不足する財源についてどのように考えていたのかを確認した。

- ・これに代わる国庫補助金の投入をしなければいけないという中で、国庫補助にはいろいろなメニューがあった。そのメニューで使えるものを探していくという作業に入り、国交省の窓口で相談を持ちかけて、これが採択できるのかどうかという作業を進めていった。国庫補助金だけではなく全体を見直していかなくちゃいけないと考えた、なるべくそういった変更事項については集約した形で手続を踏んでいく、いろいろな情報収集、整理、そういったものをしていく中で、そのときにすぐ変更ができなかった(市川氏)
- ・いわゆる社交金の厳格化という中で、当時、事務所の中でもかなり大変なことが起きた、いろいろ検討した経緯が記憶に残っている。その中で、当然、それに代わる国庫補助金のメニューというものを確保しなければいけないということで、都市建設局内でもいろいろ課題を共有しながら、その確保に模索した。(鈴木竜氏)
- ・平成28年、補助金の厳格化に伴って、当初見込んでいた補助が受けられないという中で、新たな財源として、住宅局関連の交付金であったり、翌年には交付金のパッケージ化を見直したりだと

か、いろいろな工夫をして何とか財源を確保していきたいと考えていた。(永瀬氏)

<検証結果>

関係職員に尋問した結果、社会資本整備総合交付金制度の運用が厳格化された中で当初見込んでいた国庫補助が受けられなくなったことで、それに代わる国庫補助金のメニューというものを確保するために奔走していたとの証言があったが、資金計画の管理が適正に行われることなく、資金計画の変更手続きも放置されたままとなったことが確認されている。仮に本事業が組合施行の区画整理事業であれば、施行者である組合の経営破綻にもつながる重要な事項であり、その手続きが放置されたということから考えても公金支出に対する当時の担当職員の意識の低さがうかがえる。

ウ 不足する事業資金の財源を減歩という形で地権者に求めるにあたっては、通常、換地の使用収益の開始前に行うべきであると考えが、資金計画の見直しを行わずに一部の換地で使用収益を開始したのはなぜか。不足額については全額市が負担するというを前提として一部の使用収益の開始の意思決定を行ったとしか考えられないが、その意思決定は誰が行ったのか。

- ・土地使用収益の停止をしている間には補償費を払わなきゃいけない、その期間をできるだけ短くしなければいけないということがあった。その中で、現場工事が終わったということであれば、土地使用収益の停止を解除で開始すれば、それだけ補償費、費用負担を減ずることができるという考え方から、先行住宅街区については、工事が終わった段階で土地の引渡しをするという進め方と聞いていたので、現場が終わった段階で引渡しをした、土地使用収益の停止を解除して、土地の使用を始めたという形になった。(市川氏)
- ・使用収益の開始をしたことは承知していたが、具体的に、元の土地で、その後、調査して、障害物が発出したらというのは、ちょっとそこまで頭が回らなかったというか、そこまで分からなかった。(永瀬氏)

<検証結果>

仮換地における使用収益の開始についての意思決定は、永瀬まちづくり事業部長である。一部の街区において、従前の宅地の地価調査を実施する前に、仮換地の使用収益を開始してしまったところ、実際に、従前の宅地から地中障害物が発出した事案が確認されている。この場合、地中障害物の処理負担を負うため換地地積が小さくなることから、換地地積を戻すためには、宅地所有者が付保留地として土地を買い戻す必要があるが、買い戻すことができない場合は、換地処分等事業運営上の問題が生じる。このような問題を生じさせないためにも従前の宅地についての地下調査を完了した後、使用収益を開始する必要があった。

当時の担当者の証言から、先行住宅街区の使用収益の開始については、補償費の支出を抑えるため、工事が終わったところから使用収益を開始する必要があったと認識していたことを確認したが、その判断により、換地計画の見直しや清算行為等事業全体に大きな影響を及ぼすことが理解されていないだけでなく、地権者にも大きな不安や負担を与えることが認識されていなかったことを確認した。また、使用収益開始の意思決定をした永瀬まちづくり事業部長からは、「元の土地で、その後、調査して、障害物が発出したらというのは、ちょっとそこまで頭が回らなかったというか、そこまで分からなかった」との証言があり、制度そのものが理解できていないことに加え、事業に対する意識の低さを確認した。

エ 現場を管理するなかで、設計内容や契約内容と異なる状況が確認された際、変更手続きが行われなかったのはなぜか。監督員の判断なのか、上司の指示があったのか。

- ・設計変更をするに当たっては、設計する数量を確定していかないと、根拠が乏しいというような形になってしまうので、その数量が確定しないと契約変更ができない、設計変更ができない、新たに積み上げることができないというような形になってしまう。基本的には設計変更、契約変更、あらゆるそういった変更業務は必要になってくものと認識していた。そのための準備は進めていった。変更手続きが行われなかったのは安藤所長の判断(市川氏)
- ・地下調査の契約変更については、地下調査の完了後、数量等が確定してから、適正な契約変更を行うものということで認識していた。(加藤和幸氏)

- ・もともと包括契約して、1年程度かければ、実施設計が固まって、それなりに事業費が見えてくるという話もあった、そこでトータルで何とか整理して、資金計画の中で、歳入歳出それぞれ整合が取れるような形でもっていけないかということで模索していたが、なかなか歳出側の部分の整理もつかないまま時間が過ぎていってしまった。なかなか事務所としての体力の限界の中で、その課題の中で、課題の追求力に力が及ばずと、そんなところもあったのかなと認識している(鈴木竜氏)

<検証結果>

設計内容や契約内容と異なる状況が確認された際、変更手続きが行われなかったのは安藤所長の指示によるものとの証言があった。安藤所長が入院しており証人喚問に出頭できなかったため、真意を確認することができなかったが、証人や参考人の証言によると、地中障害物が幾ら出るかわからない、しっかりとした計画ができていない中で、そのまま報告できない、ある程度の計画が見込めたり、最後、工事が完了したときに、このぐらいかかったからというような部分での報告しかできないとの認識だったことが確認された。そもそもそのような意識に問題がある。民間企業にしろ、一般家庭にしろ、予算も計画も曖昧なまま進め、工事等が完了した時に掛かったお金を支払えばよいと考えるだろうか。明らかに事業財源に血税が含まれているという意識が低いことがうかがえる。本事業については、推進体制を含めた組織的な問題が指摘されているが、このような証言からも、職員個人の資質や意識の問題も大きな原因であったことが確認された。

また、現在、包括委託受注者であった清水建設(株)との間で神奈川県建設工事紛争審査会において、本事業に係る支払い額について紛争状態となっているが、今回の証人喚問で、設計変更や契約変更を行わないまま工事が行われていたことや、地下調査が完了してから契約変更を行うものと認識していたなど、発注者である市や受注業者の意識の低さや不適切な事務処理に問題があったことも明らかになった。

② 地区計画の変更について

ア 平成26年5月に都市計画決定された地区計画が平成28年に都市計画変更されている。都市計画変更の手続き期間を考えると都市計画決定された後、すぐに都市計画変更に向けた調整が行われたことが想定できるが、なぜ第一整備地区の将来像を実現するために決定した地区計画を、まちづくりが全く進んでいない状況で都市計画変更することになったのか。地区計画の変更は誰の指示で検討することになったのかを確認した。

- ・私はやっぱりあそこに本社機能を持ってきてくれること、それから、雇用をできるだけ多く図ってくれるようなところに来てもらいたい、こういう強い、これは私の信念です、はっきり言って。そういうことがありました。ですから、そういう考え方が大前提としてあって、ただ、進出企業というのは、当然、いろいろな企業が手を挙げてくるだろう、このように思うわけですから、選定というのは、たしか、これははっきり覚えています、私が辞める直前ですよ、選定企業の選定作業に入ってしまったと思います。具体的には、地権者や学識、有識者など、そういう者で組織した選定委員会をつくって、そこで評価して進出企業を決める、こういうことだったと思っています。そういうことだったと思います。ただ、私、途中で退任してしまったから、そこは分かりませんが、いずれにしても、そういうことの中で、いろいろな企業が来る。ですから、どういう企業が選定されたとしても、使い勝手上、支障がないような形で、何といいますか、ゾーンの決定や、そういうことはしていくのが一番いいだろう、そういうことは話したことはあったかと思っています。地区計画の変更や事業工程の見直しを行うよう、都市計画課長やA&A所長らに直接指示したことは記憶にない。絶対に公正公平にやれと、このことを付け加えてある。(小星氏)

<検証結果>

地区計画はその地区の将来像を実現するために決定されるものである。平成26年5月に市街化区域に編入すると同時に、まちづくりの方針と地区施設や建物用途の制限など、より詳細な整備計画が決定されている。このことから土地地区画整理事業区域における将来像を実現するために必要なまちづくりのルール(地区計画)が事業当初に決定されたと理解するのが一般的である。しかし、平成28年には、区画整理の工事を含め、まちづくりが全く進んでいない状況下で地区計画が変更されるという理解できない事務処理が行われている。

このことについて当時副市長であった小星氏は、直接指示したことは記憶にないとの発言があったが、「どういう企業が選定されたとしても、使い勝手上、支障がないような形が一番いいだろう、そういうことは話したことはあった」との証言があった。

変更された地区計画については、当初の建築制限を緩和する内容であることから、当時の小星副市長の意向に沿ったものであることは確認できたが、地区計画の変更を行うよう、都市計画課長やA&A所長らに直接指示したことは記憶にないとのことから、地区計画の変更が誰の発意で行われたのかまで特定することはできなかった。少なからず、相模原市の新たな拠点として相応しいまちづくりのルールとして決定された地区計画が、社会経済情勢等大きな変化が生じていない状況下で変更された事実に対して疑問は残る。

③ 地価調査と仮換地指定の手順の変更について

ア 平成26年7月28日の政策会議におきまして、平成26年3月26日の政策会議で決定した内容と異なる地下調査、仮換地指定の手順を決定した理由を確認した。

- ・平成26年の3月までは、地下調査を実施してから事業に着手していこうということで考えていたものですが、平成26年の4月にA&A事務所ができて、荒井所長が配属された。その関係で、事務所内で議論を行ったものではなく、所長からの一方的な指示により方法が変更となったものでございます。(谷畑氏)
- ・地権者、それから相模原市のこの地に進出申出があります企業から早期の土地利用、事業化への要望が多く寄せられたこと、また、国とのヒアリング等、補助金のヒアリングですが、補助金の確保に当たっては、地下調査または事業期間の短縮が求められていたところでもございます。そうした当該事業を取り巻きます様々な条件、現状等を総合的に判断した中で、庁議に提案させていただいたものと記憶している(加藤一嘉氏)
- ・平成10年から地中調査をやっている。その中では、空中写真、空からの写真による分析、レーダーによる解析、ボーリングという調査など、どれをとってもスポット的であって、中に入っている投棄物の量、質、処理方法など、全容把握には至らない、または限界があったという認識の中で、地下調査を土地の造成工事と併せて行うことによりまして、適正な量の把握、処理方法、行ったり来たりがないような事業期間の短縮、調査経費等々の削減を図ることという方式で考えていた。(加藤一嘉氏)
- ・この事業の大きなポイントになったのは、調査しながら事業を進めていること、そこが一番、方向が変わって、地中障害物があって難しい事業にもかかわらず、余計難しくしてしまったのがそういうことだったと、今思えばそのように感じている。(永瀬氏)
- ・一緒にすればスムーズに動くというような認識でいたことは事実です。そういう認識だったので、ある意味、説明を素直に受けられたのかなという、ここは想像ですけど、そんな認識がありました。(佐藤時弘氏)
- ・たしか当初の事業計画でやっていくと、地権者の税負担が重くなってきて、長い期間そうになってしまうというようなことがあって、できるだけ早くと申しますか、そのような説明があった、そのことは記憶しております。(小星氏)
- ・この事業は仮換地計画、それと地下の埋蔵物がどのくらい埋まっているのか、これが明確にならないと総体事業というのは誰もつかめないわけです。ですから、先ほど言ったように、市としては、これを同時に進めていこうではないかということだったと思います。(加山氏)

<検証結果>

永瀬部長の上記の通り、「この事業の大きなポイントになったのは、調査しながら事業を進めていること、そこが一番、方向が変わって、地中障害物があって難しい事業にもかかわらず、余計難しくしてしまったのがそういうことだったと、今思えばそのように感じている。」との証言がとても印象に残る。

平成10年から地中調査が行われており、スポット的であったとしてもある程度の状況を把握していたことから、想定できる範囲で事業計画に反映すべきであったと思われる。また、地下調査を土地の造成工事と併せて行うことにより、事業期間の短縮、調査経費等々の削減を図ることができると考えていたという証言があったが、仮換地指定やその一部の使用収益の開始による影響など、土地区画整理事業そのものの制度が理解されていない中で事業が推進されていたことが確認され

た。地下調査で地中障害物が大量に発出することがわかっていれば、換地設計に大きな影響を与えることになるが、それすら理解できないまま、事業の立て直しを図らず、一部の使用収益を開始させ、さらに状況を悪化させている。

事業期間の短縮等を理由に、地下調査を行わずして仮換地指定をするという手法がとられているが、この意思決定過程には事業運営上大きな問題があったと言わざるを得ない。尋問の結果から、当時の加藤部長と荒井所長で手法を考え、次年度の佐藤部長が意思決定をしたと推察される。また、当時の市長である加山氏からは、「この事業は、地下の埋蔵物がどのくらい埋まっているのか明確にならないと総体事業というのは誰もつかめないから、市としては、これを同時に進めていこうではないかということだったと思います」といった証言があったが、いくら掛かるか分からないが事業に着手したとも取れる証言であり、無責任極まりない発言である。

(4) 民間事業者包括委託の受託者が行った業務内容と委託料支払いの状況

① 包括委託受注者であった清水建設㈱と施工実績の支払いについて紛争状態となっている原因について

ア 設計及び契約内容と異なる施工が行われていることに対して、どのような認識で現場の管理を行っていたのかを確認した。

- ・当初、今後の現地の状況の調査、どんなものが入っているのか、どれぐらいのボリュームがあるのか、これからの事業に対して、どれくらい変更も生じてくるのか、何らかの対応をどのように望ましい形で図っていかなきゃいけないのか、そういった形を考える中で、2メートルを超えるところまで調査をしていこうということで協議を交わした中で進めているという形になっている。業者、受注者さんともそれは共通認識の中で、事務所の中でも共通認識の中で進めていったものと考えている。(市川氏)

- ・あの地区は平均して2メートルで地山があるということで、方針の中でも、それに満たなくて出れば、そこでもう止めてもいいよという、必ず2メートルというものにこだわっているものではないのかなという認識があり、あと地山まで掘るといような方針であったので、2メートルを超えているということは承知できたと思うが、そこで契約とは違うというのは認識できていなくて、それは清水建設と、工事の担当者であったり、その協議、打合せの中で、その作業をしているものと認識していた。(永瀬氏)

- ・平成28年10月に実際試掘をさせて、10メートルを超えてごみが出てくるのが確認されている状況だった。当然、費用も莫大にかかることは説明した。しかし、その時点では、市としては、ただ、それはあくまでも想定であってということで、契約変更しないというところで始まっていた。(清水建設)

- ・市の指示によって、2メートルを超えて地山まで調査をしろということ地下投棄物調査を実施しておりますので、変更契約については、繰り返し、市には申入れをしていたという状況である。(清水建設)

<検証結果>

現在、包括委託受注者であった清水建設㈱と施工実績の支払いについて紛争状態となっているが、原因としては、掘削調査を開始してから3年目である平成30年度の相模原市の当初予算の9億1,400万円に対し、清水建設㈱からは出来高として約22億円の請求がされており、その差額が生じていることが問題となっている。

契約内容を確認すると、工事の進め方としては、単年度ごとに受託者である清水建設㈱が実施計画及び実施設計図書を作成し、承認を得た実施設計図書に基づき工事等を行い、出来高設計図書による検査を実施し、支払いという契約内容であり、平成28年度、29年度は実施設計図書が提出されないまま施行され、出来高設計図書に基づき検査を実施し、支払いを完了している。なお、証人喚問を行う中で、監督員の一人からは、「2メートルを超えるところまで調査をしていこうということで協議を交わした中で進めていた」との証言があり、当時の部長からは、「契約とは違うというのは、認識できていなかった。工事担当者が協議して作業を進めていたと認識していた」との証言もあった。また、平成30年度については、想定以上の障害物が発出し、清水建設㈱から市へ契約変更の要請を行っていたが、歳入、歳出のバランスをきちんと取って見通しが立った段階で事業計

画変更をしたいと、安藤所長からの指示があったということが証言で確認された。

このことが事実だとすると、発注者及び受注者間において、契約内容とは異なり、担当者間による調整のみを根拠に工事等を実施していたことになる。明らかに不適切な事務処理が行われていたことが、清水建設㈱との間の紛争原因になっていると言える。

イ 包括委託受注者であった清水建設㈱と施工実績の支払いについて紛争状態となっているが、なぜ差額が生じたのかを確認した。また、翌年度以降での支払いを前提として施工させた工事があるのか。仮にあるとすれば、それは監督員の判断か、それとも上司の判断なのかを確認した。

- ・基本的に、翌年度に支払いを前提として、今年、工事をやってしまうことはあり得ない。予算立てをして、その予算の範囲の中でその工事をやるというのが通常である。毎年度の予算の中でできる業務、作業を受注者から上げてもらって、その中で、市が認めた、これまでできるなどという協議をしながら作業を進めていた。清水建設より単年度の中での金額の話は聞いていない、全体の中で、今あるボリュームを超えてしまうよという話は聞いている、翌年度以降での支払いを前提として設定をさせた事実はない。(市川氏)
- ・地下調査が当初予定を超えたものを変更対象とするのであれば、現場状況からすると、年度を上回る地下調査が行われたのではないかと認識している。清水建設が勝手に掘っていたというわけではなくて、当初の契約に基づいて掘っていたという認識。(加藤和幸氏)
- ・翌年度の工事を前倒して指示をすることはできないということは、当然、事業担当者は承知していると思うので、そのようなことはないと思う。(永瀬氏)
- ・市側との進捗状況の確認は、日々の市の監督員との現地確認あるいはメールだとか電話による進捗確認というものを実施していた。あと、市の事務所の整備班に、毎週、週間工程表を送り、地下調査だけではないが、いついつこういう工事をやりますというものを連絡して、確認いただいて、承認いただくというような手順を取っていた。あと、適宜でやるときもあるが、定例会議というのを隔週でやっていて、その定例会議には、事務所長以下、基本的には、市の監督なり、事業調査班の方も出席して、そこで、掘削調査の状況であるとか、調査土量の累計どのぐらい出ているとか、ごみが出たとか出ないとか、そういうところを報告して、今後どのようにどこを掘っていくとかという話を説明して、指導いただくなり、情報を共有しながら工事は進めさせていただいたという状況。(清水建設)
- ・地中障害物が確認されたときには、まず、確認された段階で現場は一旦止めて、私どもの現場から市の監督員に、ごみが出たということを連絡させていただくと、市で地権者に掘削調査に伴ってごみが出ましたよと連絡いただきまして、市が地権者とごみが出た状況を確認していただいて、私どもとすると、監督員から調査を再開してくださいとか、ごみについては掘り上げて仮置きしてくださいという指示をいただいて、それからまた調査を再開するとか、もしくは、例えば地権者さんの都合がつかないから、ちょっとその工事を一旦止めておいてくれと、次のところを掘りに行ってくれというようなことを指示されて、市の指示に基づいて、調査なり地中障害物の取扱いというものをはしていたという状況です。(清水建設)
- ・翌年度以降の支払いを前提として工事を施行したとか、しなさいと言われたということではなく、市の指示に従って、全体事業の促進を図りながら、年度執行額、何年度予算はこうだと年度執行額に合わせて、完成部分の出来高について支払いを受けていたという認識をしいる。業務とか、例えば地下調査に着手していても、例えば補償調査、私ども工事だけじゃなくて調査、設計業務も契約させていただいていたので、補償調査ですと、現地に家があると、立竹木がある。それを調査して、算定して、市で地権者と話してもらって、補償費の契約をして、除却が終わって補償費をお支払いして、支払いも市でのみだけれども、除却が完了した段階で、今度、私どもが地下投棄物調査に入ってくるという手順を踏んでいたんで、算定自体は、当然、お支払いだとか、地権者さんに御説明する年度があるので、やはり除却の年度なんかを踏まえながら現地は進めていくわけですが、例えば、地下調査をしました、ごみが出てきましたとか、それで、例えばなかなかそこが進まないとか、そういうこともあって、地下調査に対しても、実際、市の指示を受けながら、地下調査をやって、ごみの量が分からないと、どのような事業になっていくか分からないということで地下調査はやっていくのだが、実際、では当該年度、平成28年度工事として出来高として計

上する部分は、使用収益開始をする宅地があって、そこに関しては当然、調査が終わって、私どもも工事費を精算しておかないと、市にきちんと完成として納品しないと地権者さんに土地をお渡しすることができないということがあるので、そういう部分について、関係する部分を計上していたところであって、市で年度執行額があって、例えば交付金の関係でも、補助事業に当たるものもあれば、そうじゃないものもあるという中で、完成した部分を市が、では、この道路の何メートルは完成ですねとか、そういうものを認定していただいて、市が認定した部分を出来高としていただいていたところなので、特に翌年度以降支払いに対してやりなさいということじゃないが、地権者の移転が遅れるだとか、ごみが出てきただとか、今、様々な状況がありまして、結果として、施行した翌年度以降の支払いになっているというような工事も、実際としては、業務も含めてですけれども、あると認識している。(清水建設)

- ・実際に実施した工事の出来高と調査設計時の履行高の請求で、既に契約解除もしたので、市には私どもで成果品はもう納品しているし、現地には現物が実際、道路なり、下水なり、あるという状況である。なので、私の認識ですが、工事の出来高だとか調査設計の履行高、数量に関しては、市と私どもが違うことはないと思っている。まず、やったものは、やった実際の出来高なりを御請求させていただいているので違うことはない。金額も、今までの試算との設計変更協議の中で、市で積算の査定をいただいているものもあるし、地下投棄物調査については、数量は、今、既契約の全体数量を超えてはいない、ほぼ一致したところで止めているけれども、実際は、私ども、もともと2メートルを掘らせていただく、調査をするという契約の中で、現実10メートルぐらい掘っていて、施工方法も著しく変更になっている。そういうものに対して私どもが請求している金額については、こういう工法がこのように変わったから、例えば機械編成が変わるところで、積算根拠も市には御提示させていただいているので、今、委員長から御質問いただいた差が出ている原因はということに関しては、我々とする、数量は一致すると思っているし、積算についても積算の根拠を出している(清水建設)
- ・作業上、やりやすい形でこのように作業したいから、これをやってもいいかというような話があって、その部分は市としては費用は出さないけれども、作業上必要な作業として、そちらの業務としてやってくださいねというようなものがある。施工の中で承認はするけれども、設計費用には含まないですよというような扱いのものがある。多分、その部分を合わせてきているのかなとは思われる。(市川氏)
- ・私のいるときには、掘削している中で、追跡調査といっても、10メートル掘るといいう話になると、まず、機械が届かなくなりますので、そうすると、通常、その機械を下に下ろさなきゃいけないというような話になるから、もし5メートル以上掘るような話になれば機械が下りなければいけない、その辺は調整してくださいというような形、相談してくださいというような形は取らせていただいていたが、一部、現場の施工は下請なのかというのはあるけれども、10メートルまで掘っちゃったというような報告は受けたことはある。事実です。ただし、それはやり過ぎにつながる部分もあるし、今後の対応も含めて検討しなければいけないから待ってくれと言いました。ただ、その後、同様な現場がすぐ出てきたかということ、そういうわけではなかったように記憶しているので、その部分は止めたと記憶している。(市川氏)
- ・私どもは調査に関しては指示を受けてやっている、まず調査に着手するのを我々が勝手にやれるということはない。まず、地権者さんにオーケーもらわなかったら掘り始められないですから。10メートルも掘るといことは、多分、ごみが出ている。ごみが出ているのを確認してもらって、掘り上げなさいと言われて掘り上げたものが、結果10メートルかもしれないですけれども、そこに対して当社が勝手にやっているということはありません。今、市の方が私どもがサービスでやっているという話をしているのであれば、我々はそういう認識は全くないので、事実かどうかというのは私が言う話じゃないですけれども、我々はサービスでやっているということはありません。(清水建設)

<検証結果>

市の現場監督の責任者である市川氏の「もし5メートル以上掘るような話になれば機械が下りなければいけない、その辺は調整してくださいというような形、相談してくださいというような形は取らせていただいていたが、一部、現場の施工は下請なのかというのはあるけれども、10メートルまで掘っちゃったというような報告は受けたことはある。事実です。ただし、それはやり過ぎにつながる部分もあるし、今後の対応も含めて検討しなければいけないから待ってくれと言いました。」という証言

と、清水建設㈱の「地中障害物が確認されたときには、まず、確認された段階で現場は一旦止めて、私どもの現場から市の監督員に、ごみが出たということ連絡させていただくと、市で地権者に掘削調査に伴ってごみが出ましたよと連絡いただきまして、市が地権者とごみが出た状況を確認していただいて、私どもとすると、監督員から調査を再開してくださいとか、ごみについては掘り上げて仮置きしてくださいという指示をいただいて、それからまた調査を再開する。」という証言は整合性が取れていない。市川氏の証言だと地中障害物の取扱い方針の策定によって、2mから地山まで掘削するようになり、清水建設㈱が勝手に地山まで掘削しているようにも受け止められる。一方、清水建設㈱より「市側との進捗状況の確認は、日々の市の監督員との現地確認あるいはメールだとか電話による進捗確認というものを実施していた。あと、市の事務所の整備班に、毎週、週間工程表を送り、地下調査だけではないが、いついつこういう工事をやりますというものを連絡して、確認いただいて、承認いただくというような手順を取っていた。あと、適宜でやるときもあるが、定例会議というのを隔週でやっていて、その定例会議には、事務所長以下、基本的には、市の監督なり、事業調査班の方も出席して、そこで、掘削調査の状況であるとか、調査土量の累計どのぐらい出ているとか、ごみが出たとか出ないとか、そういったところを報告して、今後どのようにどこを掘っていくとかという話を説明して、指導いただくなり、情報を共有しながら工事は進めさせていただいた。」との証言があり、定例会議等の報告書をこの委員会に提出していることから、証言の信ぴょう性が高い。市は2mまで掘削する包括委託契約のまま単年度の予算を組んでおり、地山まで掘削する地中障害物の取扱い方針に契約変更していないため予算額の変更もできていない。事務所長の安藤所長が入院で出頭できないため事実は確認できないが、前途で示した通り、歳入、歳出のバランスをとることができないため、平成30年度は出来高設計書を変更して作成し、出来高として清水建設に支払うことができなかったと推察されるが、そもそも年度ごとの実施計画に基づき実施設計図書を作成し、施工量の承認を得てから工事を行い、完了検査を受け支払うという契約通りの手続きが行われていなかった。設計変更や契約変更の手続きを行わないまま、工事等が行われていたことが、差額が生じた原因であることが想定されるが、直接的には監督員の判断と思われる証言が確認されているが、契約内容と異なる状況で事業が継続されていたことについての監督責任は大きいものである。

ウ 設計変更及び契約変更を行わずに工事を進めることについて、受託者は施工義務違反という認識はあったかを確認した。

- ・協議しながら進めていったことなので、施工義務違反という話ではない。(市川氏)
- ・私どもとしての施工管理等の責任はないと考えている。実際、状況を共有しているし、そういうリスクだとか、私どもとすれば、取れる方法ってある程度限られているものですから、そういうものに対する選択肢等々については示してきた中で、なかなかこういう状態になってしまったというようなところで思っている。(清水建設)

<検証結果>

事業が一時中断した原因は一つではなく、大量の地中障害物の発出や不適切な事務処理など複数あることが確認されている。事業を円滑かつ効率的に推進することを目的として民間事業者包括委託という施行体制を取っていた中でこのような事態を招いたことについて、包括委託受注者である清水建設㈱に施工義務違反という認識があるのかという点に絞り、当時の統括監督員及び監督員の認識を確認したところ、いくつかの問題点を確認した。

清水建設㈱の統括監督員からは、施工管理等の責任はないとする証言があったが、包括委託契約により受注者側には、設計や工事を含め現場の管理業務を担う義務があることが明確となっている。少なからず、契約範囲を超える工事については、包括委託受注者である清水建設㈱側に設計変更を行う義務があり、発注者である市の承認を得て契約変更後に施工すべきであり、その手続きが行われないまま工事を実施していた事実を捉えると施工義務違反を疑わざるを得ない。

また、監督員の一人からは、協議しながら進めていたので受注者に施工義務違反はないとの発言があったが、監督員の権限を超えた調整や不適切な事務処理が行われていた可能性がある。現在、出来高に対する支払いについて、神奈川県建設工事紛争審査会で争うような事態となっていることから、施工義務違反については、その可能性を否認しない。

(5) 地中障害物の調査・取扱いに関する経緯と意思決定経過

① 地中障害物の取扱い方針策定の検証について

ア 地中障害物等の取扱い方針の策定は、事業計画決定時の方針(2m掘削)を大きく変更する内容であり、造成費や調査費の大幅な増大につながるため、資金計画に大きな影響を及ぼすものであるが、資金計画における財源や発出する廃棄物の処理費などの影響についてどのような認識で決定(局長決裁)したのかを確認した。

- ・地山まで掘るといふ文言が入ったのは清水建設の提案だった。(鈴木竜氏)
- ・方針の流れとしては、私のほうで、事務所の中でも意見を聞いた中で、骨子を整理して、それをコンサルの八州に投げて、過去の取扱いのある環境法令の内容とかを盛り込んだものをまた市で確認をして、清水に投げて、そこを含めて、整備班等の議論なんかも反映した中でまとめていったと記憶している。(鈴木竜氏)
- ・局長決裁というように記憶している。局長の決裁をもらいに、たしか私がお伺いして、ポイントを整理して御説明したと記憶している。ただ、従前の方針であるとか契約内容等を大きく変えたつもりがないので、今までのルールあるいは環境法令とかの内容を盛り込んだものであるというような形で説明した。(鈴木竜氏)
- ・地中障害物の量が増えれば、その調査土工も当然増えてくるので、それは事業計画を変更するなり、中でも大きなウエートがあるなどは承知していた。処理方針については、過去から検討してきたものを整理した形でまとめるということで、事業担当課である事務所から上がってきたものの説明を受けて、決裁処理して決められていったという認識で、局の中とか室を巻き込んで、私も出席したレベルでの打合せというのはなかった。(永瀬氏)
- ・飛び換地で自分の所有地から違うところへ移動する、そこに地中障害物があるのは困るということいろいろな地権者から強く言われたということは承知しておりました。したがって、区画整理審議会とのやり取りは、事務方でやり取りをしていたんでしょけれども、何らかの形で、やっぱり市の方針はつくらなきゃいけないだろうなということは承知していました。ただ、今回の取扱い方針、私もそれ知らなかったんですけども、情報公開請求でその決裁文書を取り、そこで初めて目にしましたけれども、そういった詳細な説明はありませんでした。これは当時の安藤所長あるいは永瀬部長に聞いてもらえば明らかになると思います。(森氏)
- ・私はこの決裁をした事実はないと思っている。当然、区画整理審議会の方々の意向は、飛び換地で行った先に障害物があることに対する抵抗感が非常に強い。ですから従前から、地山だとか2メートルという言葉が独り歩きしているかもしれないけれども、障害物があれば、それは排除する、クリーニングするということは当然のことだろうと思っている。ですから2メートル、おおむね2メートルぐらいあれば、それが掘り上げられるのではないかということの2メートルでしかなくて、3メートルあれば3メートルやったはずなのである。ですから、取扱い方針が別に何を、地山までということ、今、結果とすると、大量の障害物があって、相当深くやらなければいけないということは事後の結果であって、当然、区画整理審議会、地主との関係では、障害があるものは取るんだということはずっとキャッチボールしながら、共通認識で進めてきたと理解している。(森氏)
- ・取扱い方針の決裁については、確かに私の判子についてはありました。ただし、当然、局として重要な決裁をするのであれば、そこには、担当部局部長、それから総務室長が入って、けんけんごうごうやって、メリット、デメリット、必然性があるのかという議論をするのですが、そのやった事実はないです。決裁文書にも、当時の総務室長、長谷川総務室長の判子はありませんでした。そういう事実があります。ですから、若干の会話のやり取りはしたかもしれないけれども、文書として正式に、一つのテーブルに着いて、部局からの説明を聞いて、必然性やその必要性、そのデメリット、メリットを全部整理した上で決裁をしたという事実はございません。(森氏)
- ・地山まで掘れなどという指示を組織でしたという報告も受けていませんし、変更したといったことも聞いているわけではないですから、全く分かりません。それで、御質問の中にあつたように、深く掘ったわけですから、受けた業者の費用負担が増大したのだろうという話ですけども、報告がないわけですから、そういうことは全く分かりません。(加山氏)
- ・2メートルまで掘るのを地山まで掘ったから、量が多過ぎて、また、それを掘り起こす期間が延びて

しまったから、受けた業者の経費が増大したのではないかと、こういうお話だと思いますが、そういう話を聞いておりませんので。後から聞いた話では、当時の局長が就任したときに、2メートルではなくて地山まで掘れという指示をされた。だから、組織決定ではないですよ。(加山氏)

<検証結果>

総括副主幹の鈴木竜氏の「局長決裁というように記憶している、局長の決裁をもらいに、たしか私がお伺いして、ポイントを整理して御説明したと記憶している。ただ、従前の方針であるとか契約内容等を大きく変えたつもりがないので、今までのルールあるいは環境法令とかの内容を盛り込んだものであるというような形で説明した。」という証言と、森都市建設局長の「取扱い方針の決裁については、確かに私の判子についてはありました。ただし、当然、局として重要な決裁をするのであれば、そこには、担当部局部長、それから総務室長が入って、けんけんごうごうやって、メリット、デメリット、必然性があるのかという議論をするのですが、そのやった事実はないです。決裁文書にも、当時の長谷川総務室長の判子はありませんでした。そういう事実があります。ですから、若干の会話のやり取りはしたかもしれないけれども、文書として正式に、一つのテーブルに着いて、部局からの説明を聞いて、必然性やその必要性、そのデメリット、メリットを全部整理した上で決裁をしたという事実はございません。」という証言とではお互い整合性が取れていない。

地中障害物等の取扱い方針の策定は、事業計画決定時の方針(2m掘削)を大きく変更する内容であり、造成費や調査費の大幅な増大につながるため、資金計画に大きな影響を及ぼすものであるため、再喚問して調査する必要があるのかもしれない。しかし、そもそも取扱い方針の策定は申出換地で自分の所有地から違うところへ移動する、そこに地中障害物があるのは困るということをいろいろな地権者から強く言われたということから、土地区画整理審議会を通じて提案があったものだと承知している、それ以上に大きな問題は地中障害物の取扱い方針に沿って清水建設(株)が地下調査をした際に大量の地中障害物があると認識していた中で資金計画の変更をしなかったことであると認識していることを確認した。

イ 地中障害物の処理を随意契約で行うと考えていたのかを確認した。

- ・随意契約の方向で検討していた、随意契約でできるかどうかというような話の中で、いろいろ検討はしていた、清水建設にやってもらうというような意識はあった。清水建設のところで随意契約やりますという確定は、まだ決裁もしていないから、そういった約束はできなかった。(市川氏)
- ・包括委託契約時点では、そのように考えていた。廃掃法の解釈の仕方で、取り上げた方が処理を責任持ってやるという認識を持っていた、つまり、排出事業者が掘り上げた清水建設に必然的になるというように認識をしていた。当時の田雑局長から指導があり整理をした結果、相模原市、発注者が排出事業者にもなり得るということから、随意契約はできないという結論に至った。(加藤和幸氏)
- ・地中障害物の処理については、廃掃法との関係もあって、当時の認識としては、清水建設が排出事業者であるという考えの下、随契をするのが適当であろうという認識はあった。ただ、つぶさに見ていくと、方針の中でも包括受託者みたいな表現があるので、表現の妥当性はどうかというところではありますが、少なくとも、そういう認識の中で、方針として整理した。(鈴木竜氏)
- ・地中障害物の処理については、廃掃法の法律が関係する。当時、事務所の廃掃法の認識とか解釈が、排出事業者は受託者の清水建設ということになるので、随意契約になるということで準備を進めていた。ただ、そこに平成30年7月に当時の局長になりました田雑氏が着任して、廃掃法の解釈の中で、排出事業者は市という解釈になると、その場合、随意契約というのは適切な方法ではないという見解をくだされた、そういった指導の中で、競争入札でその処理をすることに方針転換で変えたのですが、なかなか職員の人数も少ない中で、多忙な中でやっていたので、その準備を進めたが、なかなか、その業者選定までには至らなかったというような状況だと認識している。ですから、何かの理由があって処理をしなかったというわけじゃないと認識している。(永瀬氏)
- ・市ではそういった随意契約の検討もされていたようですが、我々とする、現実的には随意契約をして処理をしているということはありません。(清水建設)

<検証結果>

第三者委員会の調査報告書にも記載されている通り、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条によれば、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とされており、本事業の施行者である市は、排出業者にあたるのであるから、地中障害物の処理は市が行われなければならない。市は、その分の費用を支出として計上しておかなければならなかった。そして、その支出を賄う収入として、地中障害物の処理費用が地権者負担というのであれば、それに見合う金額を「保留地処分金」等として計上すべきであった。

平成30年7月に当時の局長になった田雑氏が着任して、「廃掃法の解釈の中で、排出事業者は市もなり得るという解釈になると、その場合、随意契約というのは適切な方法ではない」という見解をくださるまで、どの職員もが気付かなかったと考えられる。しかしながら、その後も資金計画に大きな影響を与える変動があったにもかかわらず、地中障害物の処理をする業者選定の問題を先送りにして、ただ地中障害物を発出し続け、事業を一時立ち止まざるを得ない状況を招いたことは、大きな落ち度が認められる。

ウ 地権者との処理費の合意について確認をした。(2mから地山までの変更により処理費が増額するなかでの地権者との調整について。)

- ・地権者が処分をするということの合意のためのサインを取った記憶がない。(市川氏)
- ・最初に調査を開始します、それから地中障害物が発出して、これを移動してここに集約していきます、これを確認してもらいながら、その承諾をもらうところというのが、要は幾らかかるよという話が確定した段階、要は分別処理だとか、そういった処理の仕方が確定していないから、それまでちょっと待ってくださいという形の中で立会いをしていただいでいて、その後に、これを処分するよという同意をもらうというような形で進めていたと記憶している。その同意書のサインというのは一番最後だと記憶している、まだ処分方法が決まっていなかったのももらってなかったと記憶している。(市川氏)
- ・サインをもらえていないことに不安を感じていた。なぜなら、その場所から地中障害物が出てきたということの後づけで説明しても、その証拠が取れていないということから、そのように思ったという記憶がある。(加藤和幸氏)
- ・個々の地権者さんとの協議の中で、2mから地山までの変更により処理費が増額するのではないかと相談を受けていたという記憶はございませんし、土地自体を失う場合どうなんだという話もしたことはありません。(鈴木竜氏)
- ・事業を起因している市にも責任があるのではないかと提議した、例えば100平米までは土地を残しましょう、1割ぐらいの土地は残しましょうというような考えを提案はされた。ただ、市もなかなか全体量が見えないので、その判断をするのが時期早尚だと言われ、ただし書で、これにより難しい、この事案により難しい場合ということでのただし書だけは入れさせていただいたことになる。(八州)
- ・権利者の方は、そういう現実というものが当然受け入れられない状況であったと思うし、市から2mから地山までの変更により地権者が支払う処理費が増額する可能性があるとの説明ができていないというのは、またこれはこれで大きな問題だと思う。私が在籍したとき、そういった場合の対応はどうかというのは議論ができていなかったと認識している。(永瀬氏)
- ・知りませんでしたけれども、それは、今申した重要な事項ですから、それを組織とか何とかというまでもなく、地権者にも地権者組合といいますか、集まりがあるでしょうし、そういったところに全体説明は最低でも、方針の変更ですから、しないといけない話ではないですか。それはだから、一般的に、私からすれば、制度変更というよりは、施行範囲の拡大みたいなものですから、それはやっぱり、受けている業者、それと地権者、こういったものに説明をしないと、やはり、好ましい進め方ではないのではないですか。(加山氏)

<検証結果>

地中障害物取扱い方針を策定した際に、地中障害物が発出した地権者の処理費の負担が包括

委託契約の2mの範囲で留まらず、地山までの範囲の負担に変更になることを地権者にしっかりと説明していない。そうすると当然、大量に地中障害物が発出した地権者は、何億や何千万円の処分を負担するということについて合意のためのサインをするとは思えない。このような状況を分析すると、最終的には処理費を全額市が負担するということも想定して進めた事業だと疑念が生じる。

(6) 市による進捗管理状況

① 事業の進捗体制(人事)は適正かつ十分であったのかについて

ア 多くの課題等を抱えていると認識されていた事業の推進体制(人事)について、他の事業でノウハウ等様々な問題を起こしていた所属長を麻溝台・新磯野地区整備事務所の所長に抜擢したのはなぜか。誰の意向でそのような人事となったのか。区画整理事業の経験や知識を持つ職員を投入しなかった理由は何かを確認した。

・この区画整理をやっていく上で、やはりノウハウを少しでも知っている者にやらしてもらわないと、という気持ちはございました。そういう中で、一方では課長としてやらしてもらおうということですから、では、適任者がどうなのかというようなことも含めて、少しでもそういったノウハウがある者をそこに配置する、こういうことで私は推薦というか、そうしてほしいという気持ちがありました。

ただ、これ、こんなことを言うのとあれですけど、当時の人事権、私、人事担当部局も持っていないので、だからといって、私が推薦した事実はありますから、別にどうのこうのではないのですが、ただ、法的なというか、人事権は、当時、私は総務局を担当していなかったということです。

(小星氏)

・当時、あんまりひどいと、コンプライアンス推進課の事案になるわけですけども、そこまでは至っていないのではないかと記憶はしています。しかしながら、やはり職場秩序や業務を執行する上でそういうことが問題になってくるというようなことが耳に多少、具体的にどうだったか分かりませんが、そういうことが入ってきていましたから異動させた。(小星氏)

・一職員のそういう行動等については、私のところには全く上がってきません。私、知らないですよ、はっきり言って。(加山氏)

・私は荒井さんを知らないわけですね。人事の上がってきたときに、これだけの事業ですから、この荒井さんという方は所長としてこなせるのかと心配しますよね、聞きました。そうしたら小星さんが、そういったことで十分こなせるというお話でしたから、それを信用するというか、当然、上がった話ですから、そうですねということ。(加山氏)

<検証結果>

小星元副市長から「ただ、これ、こんなことを言うのとあれですけど、当時の人事権、私、人事担当部局も持っていないので、だからといって、私が推薦した事実はありますから、別にどうのこうのではないのですが、ただ、法的なというか、人事権は、当時、私は総務局を担当していなかったということ」という証言があり、加山前市長からは「小星さんが、そういったことで十分こなせるというお話でしたから、それを信用するというか、当然、上がった話ですから、そうですねということ」という証言があったことから、小星元副市長が人事に関与した可能性が高いことを確認した。

127億円という大規模な事業に着手するにあたり、その推進体制がどのようになっているかを確認するのは経営陣の役割であるにも関わらず、事業の進捗状況の把握や推進体制の問題に気付かなかったという経営陣の責任は重い。

② 警察捜査時の人事対応について(考査委員会対応を含む)

ア 当時の所長が企業から接待を受けていた内容および懲戒処分にならずに自主退職したことについて確認をした。

・警察では、私の家に来て、立ち話というような感じでお話をした記憶があります。業者との関係、それから、そこに誰が入っているか、そういったことを知らないかというようなことで話をした記憶があります。荒井所長、それから、もしくは副市長、市長、職員OBの榎田氏というような名前が出てきたことは事実です。(佐藤時弘氏)

- ・私の場合は、警察からいろいろ聞かれたのは、旅行の内容、これ、かなり詳細な内容を聞かれました。それと、旅行の趣旨も聞かれました。それと、費用の関係も聞かれました。これが主で、ほかにはあまり、ほかにも細かいことは聞かれましたけど、これが主に聞かれたことです。(榎田氏)
- ・あくまで下請の決定というのは、市の工事であっても業者が決定権を持っているわけですよ。それで大手の場合は、協力会社とかそういうところがいっぱいいて、市内の業者が行っても相手をしなないような場合があるんですよ。ただ、市内の業者はやっぱり下請のテーブルに乗っけてもらいたいということで、テーブルにも乗らなければ取るチャンスはないですから、そういう意向はあったと思います。ただ、私は業者に言っていたのは、市の権限はないから、荒井所長に頼んでも、元請の業者は単価とか、今までの実績とか、そういうものを勘案して決めるから、それはできないと。ただ、テーブルに乗せることはできるのではないかと、そういう話はしました。そういうことなので、私は一緒に荒井所長を誘ったと、そういうことです。(榎田氏)
- ・警察がどう思っているか知らないんですけど、私は自分の感覚の中では、いろいろ事情を聞きたいということで、そういう話で、私が警察に呼ばれたのは、1月から12月いっぱいぐらいまで調べはしていたみたいですけど、その中で、12月は1回か2回しか呼ばれなかったし、11月も4回か5回ぐらいしか呼ばれませんでしたので、それで、聞かれた内容は、先ほど言いましたように旅行の関係だけですから、まあ、ほかにも細かいことは雑談の中でいろいろ聞かれましたけど、そういうことなので、私は取調べの対象になっているとは思っていませんでした。(榎田氏)
- ・確かに、私は違法性はないと思っていましたから誘ったんですが、ただ、コンプライアンス的にはそういうことは禁止されているので、それはちょっと私が反省しなければならない点だと思っています。(榎田氏)
- ・警察が調査されたというのも後から聞いた。それで、なぜ、処分がされなかったということを私も聞きました。そうしたら警察が、嫌疑不十分といいますか、実際に、榎田さんが来たか何か知らないんですけど、市内業者を使えと言ってきたけれども、使ったのか使わないのか分からないけど、その情報が警察に入ったのでしょうかね、私は推測で言っていますよ、警察が公表しませんから、公に答えませんから。それで、結果、今やっている事業の中で、下請に使うか使わないかというのは、ゼネコン、受けた清水建設ですかーに権限があると言われました。そういうことが実際、契約上あるのかということを警察から市役所も調査されたと。で、嫌疑不十分ということです。これは後で報告を受けた話ですからね。(「はい、そうでした」と呼ぶ者あり)ですから、処分は自らがお辞めになるということでしたからということを受けました。(加山氏)

<検証結果>

平成31年の1月に、荒井所長が非違行為について職員課で事情聴取を受けた。事案概要としては、麻溝台・新磯野地区整備事務所の所長であった平成27年から平成28年の間に、元都市建設局長の榎田氏の口利きにより、市内で土木工事の設計や施工を行う2つの業者から、北海道札幌市2回、熊本県熊本市に1回、合計3回の旅行接待を受けるなど、少なくとも合計30万円以上の飲食代金及び宿泊代金等の旅行代金を負担せず、財産上の供与を受けたものとなっている。平成30年11月頃に荒井所長に県警の捜査が入ったという事実を確認しているが嫌疑不十分となっている。榎田氏は「あくまで下請の決定というのは、市の工事であっても業者が決定権を持っているわけですよ。それで大手の場合は、協力会社とかそういうところがいっぱいいて、市内の業者が行っても相手をしなないような場合があるんですよ。ただ、市内の業者はやっぱり下請のテーブルに乗っけてもらいたいということで、テーブルにも乗らなければ取るチャンスはないですから、そういう意向はあった。」と証言しているが、この事案は明らかにコンプライアンス違反と認められる。その後、平成31年1月25日に市で考査委員会が開催され「当該職員の非違行為は、減給6か月(10分の1)に相当する。しかしながら、当該職員は本事案について真摯に反省し、引責辞職を申し出ており、処分の量定が退職手当不支給となる免責処分よりも軽いこと、自ら辞職を申し出てその責任を明確にしていること、退職により当該職員が公務部門から離れるという点で公務秩序維持の目的が達成されることなどを勘案し、懲戒による処分は行わず、辞職を承認する」との処分内容が決定しているが、この事案は市の倫理規定に反することだけではなく、将来的な便宜を期待する多額の供応接待であり収賄罪になる可能性もあったことから処分が妥当であるかは不明である。当時、このような事実があったことが公表されなかったこと自体、当時の市は隠蔽体質であったといえる。

(7) その他調査に必要な事項

① 換地計画の実態検証について

ア 土地評価の不正操作や換地計画の問題を引き起こした原因について確認した。

- ・土地評価の係数操作、不正に係数を操作したことは所長の指示、事前に説明している減歩率から土地評価が変更になることで大きく減歩率が変更となる地権者に対して、同意を得るため、できるだけ減歩率を元の数字に合わせるよう指示があった。(谷畑氏)
- ・当時の状況といたしましては、市街化区域に編入して、また、地権者の固定資産税も増額となっておりました。そのことから、事業着手、事業完了を急ぐ必要があったというところがございます、地権者の同意を早急に得る必要があったというところで、土地評価の操作や不整形な換地を行ったと記憶しております。事業を急ぐあまり、十分な検討、調整を行う時間がなかったことが原因と考えております。(谷畑氏)
- ・荒井所長から弊社の換地担当に対して、整理以前の住宅地に関しては、奥行逋減を乗じないようというところで指示を受けた。(八州)
- ・再度、荒井所長から弊社の換地担当者に対して、一部の負担が大きくなっている土地の利用状況を、雑種地から準宅地に変える、畑から雑種地に変える、準宅地から現況宅地に変える、畑から準宅地に変更する指示であったり、新たに背面の加算、上水道の整備、あとは宅地の方向を北側から南側に変更するという指示をされて、事前に説明した減歩率に近づけるようにというところで指示を受けた。(八州)
- ・特別な対応の指示が受けられないという申し入れはした。しかし、荒井所長から言われたことというのは、今まで調整してきた地権者の合意形成が難航して、事業が仮に止まった場合、コンサルが責任が取れるのかということと言われた。それは取れないだろうと、それは市が責任を持って対応すると、指示どおり変更するようにということで強く言われてしまい、結果的には、どうしても指示を受入れざるを得ない状況に至ったというのが実態。(八州)
- ・平成26年度に検討した事業の土地評価基準という部分と、その後に決定した固定資産税評価において、どうしても同じ市の中で考え方に違いがあって、ある程度そういう整合性を図ろうとした。それを行った結果、どうしても事前に説明した減歩率と、見直しを行ったものとの差異が生じてしまい、事業を進める上で、地権者に事前に説明した減歩率が違ってしまうと、うまく進まないのではないかとということで考えられたことが原因なのかなと捉えている。(八州)

<検証結果>

指示を行ったのは、荒井所長で証言からも強引な進め方をしたことが確認できる。原因としては谷畑氏の証言や第三者委員会に記載されていた通り、事業計画決定後、土地区画整理審議会が発足する前の段階で、土地評価基準(案)を作成し、これに基づく評価に基づいて想定換地案を作成し、地権者へ説明し合意を得ていた。ところがその後発足した土地区画整理審議会で修正意見が出てこれを受けて基準を修正している。当時の状況としては、市街化区域に編入して、また、地権者の固定資産税も増額となっていた。そのことから、事業着手、事業完了を急ぐ必要があったというところがあり、地権者の同意を早急に得る必要があったというところで、土地評価の操作や不整形な換地を行ったようである。市街化区域に編入したことによる地権者への影響を踏まえ、事業を急ぐあまり、十分な検討、調整を行う時間がなかったことが原因だったことが認められるが、事業化を決定する前、すなわち市街化区域に編入する前に十分な調査を含め、課題の整理を行わずに事業化を急いだことが本事業の問題の根本であったと考えられる。どのような理由にしろ、このような不適切な事務処理が行われていたことは、明らかに信用失墜行為である。

イ 保留地の配置等不適切な換地設計に対してコンサルの採るべき行動は妥当であったかについて確認した。

- ・当時、委託者であるA&A事務所の所長からのコンサルに対する態度につきましても、圧力が非常に強いものでございました。ですので、受託者としては、なかなか不適切であるということを指

摘しづらい状況であったと記憶しております。(谷畑氏)

- ・不適切な保留地については心当たりがある、保留地の配置を確認すると、売却に適さない形状が確認されるが、このような配置は全て所長からの指示によってコンサルに依頼していた。平成26年と平成27年で評価が違ったことによって、宅地側の換地が皆さんちょっと小さくなるような形になったので、それによって隙間が生じるということがあり、私が担当する地権者については、当時、その余りの部分を、例えば付保留地で買う意向があるかどうかですとか、あとは、当初説明したところと間口が数メートル変わってしまうが、隙間を埋めるために寄ってもらえないかというような説明を行った。(野崎氏)
- ・妥当というところは非常に判断が難しいところになるが、そもそも当該事業というのは、申出換地であったり付保留地ということで、地権者の要望に合わせて土地の再配置をされている部分にある。その中で、パズルではないんですけど、全てがぴったり来ない場合というのも当然ある。そういう中で地権者の調整を行っていて、隙間が出てくるというのはどうしても生じ、やむを得ない場合があると思う。その中で、市としては苦肉の策として、その分を保留地としてなるべく近隣の方に売却して事業を進めたいということで考えられていたのではないかと考えている、コンサルとしてということで質問されているので、そういう配置に関して、どうしてもそういう背景で事業を進めることは仕方ないので、やっぱり売れ残ってしまう問題があるとか、価格が安価になるとところの課題提起というところまではできたが、それ以上のことができなく、ここまできが限界だったかなと思う。(八州)
- ・特定の地権者の換地地積を確保するために、保留地をいびつな形で配置するよう、そういう配置についても市で指示をされたと認識している。(八州)
- ・売れ残った場合の問題が、極論すると、細長い通路みたいのがどんどん残ってしまうということで、そういうリスクが幾つか生じますよということは話をさせていただいた。(八州)

<検証結果>

コンサルの証言から保留地を歪な形で配置するよう市職員から指示があった事実を確認した。これらの保留地は入札による売却を経たとしても買受希望者が隣接地所有者に事実上限られてしまうため、事業の重要な収入源である保留地処分金収入の減少を招く恐れが高い。

直接的な原因については、平成27年度に土地評価基準を修正したことによって生じたことが要因として確認されたが、地権者に対して、土地評価基準の確定時期や換地設計作業の手順を踏まえた正確かつ適正な説明が行われていなかったことが大きな要因となったことは理解したが、発注者と受注者という関係にあるとしても、事業への影響を考えると、土地区画整理の制度に精通しているコンサルタントとしての対応としては、やむを得ないまたは妥当であったとは言えないものと言える。

ウ 仮換地指定の変更等特定の地権者への便宜を図ったことについて確認をした。

- ・平成29年度に地権者さんの説得が困難だという中で、極めて不正な内容ではありますけれども、苦渋の決断をした。判断は安藤所長。(鈴木竜氏)
- ・関与していない。公文書の差し替えを行っていたという事実は知らなかった。(八州)

<検証結果>

これは平成29年度に仮換地指定処分に不服があるとして変更を申し出た権利者3人に対し、土地利用状況を実態と異なるものに変更するとともに、当該変更について、土地区画整理審議会への意見聴取等を行わずに仮換地指定を決定し、仮換地指定通知書を差し替えたものである。前途で上げた2つの不正操作は、事業に対する合意形成を維持したいとの意識から、合意形成を図る段階で地権者に提示した減歩割合への帳尻合わせを目的に行っているという点で多少気持ちもわかるが、この不正操作は地権者3人のみの対応であり、公文書の差し替えも行っていることから悪質と思われる。そのため、市が当時の職員に下した処分は妥当だと考える。なお、極めて不正な判断をした安藤所長が入院しており証人喚問に出頭できなかったため、真意を確認することができなかった。

② その他について

ア 念書について確認をした。

- ・念書の存在については、私も知っておりました。私が知っている内容といたしましては、本来であれば、事業に着手した後に、建てられた建築物だとか、そういったものについて補償しないということが通常でございますけれども、補償するとまでは書いていないんですけれども、移転について考慮するというような内容の念書を作成したというところは記憶しております。(谷畑氏)
- ・地権者と取り交わした念書については3件、所長が作成して地権者に届けた。(谷畑氏)
- ・同僚から、所長の個人印を押したものと聞いていた。ただ、市長印でなくて個人印だと効力ないというような話をしたことを思い出した。(野崎氏)

<検証・結果>

念書については、我々の調査で補償費や付保留地について、地権者と数々の念書を取り交わしていることが確認できた。念書の作成は土地区画整理事業における地権者の平等の原理からも問題のある行為で、これは他の地権者に対する信用失墜行為にあたると思われる。

念書を作成した経緯については、荒井所長の独断と推察できるが、荒井所長本人が証人喚問に対し出頭を拒否したため事実確認をすることができなかった。

イ 荒井所長のパワハラについて確認をした。

- ・コンサルタントに対する態度につきましても、所長からのパワハラという部分が非常に大きく、要求についても強く不当なものが多かったと認識しております。福岡都市技術に関しましては、次年度はもうやらないということで申出があった。(谷畑氏)
- ・一定の職員を無視したり、仕事を上げるというようなことが行われていた、少ない人数の中で、さらにそういう限られた人で業務を行うような状況になっていたというところでは弊害があった。個人的には、私用の買物などを頼まれたり、暴言もあった。意向調査を所長に見せたところ、書き直しを命じられた、あとは、連絡が取れない地権者の張り込みを1日させられた、あとは、面談等のため、ほとんど、土日、毎週のように出勤しておりました。それが長時間、長期間続いていたというところでは、代休も、夏休みも、年休も取得できないような状況を容認されていた。職場環境が非常に悪くて、本当にここは市役所なのかというような、そんなことを思ったことが多分にあった。(野崎氏)
- ・荒井所長の職員に対するパワハラについては認識していたし、市からも処分を受けている。ただ、一つ荒井所長に対して言えば、やはりこの難しい事業を自分がやっていかなければいけないという自分へのプレッシャーも一つにはあったのかなと、甘く考えることもある。それから職員については、荒井所長がいないときに職員のところに出向き、それぞれのガス抜きに、一緒に荒井所長の悪口を言うようなことをやったり、役割分担の中では、荒井所長については、そのとき局長が自室に呼んで注意をしていた。そのような対応を平成26年はしていた。(加藤一嘉氏)
- ・荒井所長のパワハラについてですけど、こちらについては職員の何名かが私のところへ直に相談に来ていましたので、承知しています。その対応につきましても、なるべく職員の意向に沿うように対応したつもりです。例えばということで申し上げてもいいのかもしれないですけど、まず、あの当時、私がいたとき、ある意味、一番、パワハラのターゲットになっていたのは総括副主幹だったと記憶しています。その職員は何回も私のところへ来ていますが、いろいろ細かい話はしましたが、究極の話はパワハラを受けていると。それで、ある程度、あの当時、業者の社長との関係もいろいろ取り沙汰されていきましたので、そういったところも私はちょっと許せないという、大体2点の相談がありました。いろいろ相談しているうちに、要は告訴するとか、訴えたいとか、そういう気持ちもあったという話をしましたが、いろいろ相談しているうちに、できたら、すぐ異動したいというような話でございました。当然、本人とすると、いろいろ訴えても何しても大変な労力が必要というのは承知しているようでして、できたらそっちでお願いできないかなんていう提案があった

ので、私はそれを対応しようと思ひまして、それで、では、動いてみる、異動ができるかどうか動いてみるということで動きまして、それで人事当局へ行つたんですけど、そのときに人事当局では、年の途中でそういった異動は無理だということだったので、まあ、それも当然の話かなというところもありましたので、局長等に相談して、局長もよく分かつたというような話の、野村局長ですけどね、そういった話の中で、年度途中の局内異動、その前、部でちょっと相談したんですけど、私どもまちづくり事業部はちょっと小さいので、ちょっと対応仕切れないというようなことで局でお願いして、局で対応していただいたと。そういった意味で対応していることは一つありました。

また、ほかにも何人か相談に来られたんですけど、どうしてほしいんだというような話の中で、大体は話を聞いて、もう少し、ちょっと様子を見るというような感じで、そのときのアドバイスとしますと、とにかくパワハラについても、仕事についても、何か不思議なことがあったら、とにかく自分を守るというようなことを考えてくれと。そういった意味では記録はきちんと取っておいたほうがいいなんていうアドバイスをしながら1年間過ごしたというか、在任中はそういうことがあったことを記憶しています。(佐藤時弘氏)

- ・個人名というのはあまり出したくないですけど、ここの所長がパワハラなどコンプライアンス上の問題、いろいろなことがあったと、これも実際に私などには報告はないです。自分たちの組織がこういうことをやっていたなんていうこと、それは職員課や所管のところにパワハラがあったという届出、報告はされたかと思ひますけれども、私のところへ、何々さんがどういうことをやって、どういう職員に対するいじめがあった、コンプライアンス上こういうことがあったということは一切ありません。(加山氏)

<検証結果>

本事業においては、事業計画が決定された平成26年度及び換地設計を行った平成27年度における麻溝台・新磯野地区整備事務所の荒井所長による強い指示系統が認められ、職員や委託業者に対する強圧的な指示及びいわゆるパワハラが認められる。問題点を問題だと認識した職員がいたとしても当時の荒井所長の指示に反対しても受け入れられる可能性は低く、反対すらもしいたい状況であったことが当時の部長の証言等により明らかになった。

荒井所長の上席にあたる部長や局長による統制も及ばなかったことや人事当局へ相談がされているにも関わらず、何ら手立てが講じられなかったという証言からも組織としての問題を抱えていたことを改めて確認した。市の行く末を左右する大規模事業の推進体制に関わる問題が人事当局に報告されていながら、その事実が市長に報告されていないということ自体、信じられない状況であり、当時の人事当局を始めとする市の組織体質に大きな問題があったことがうかがえる。

ウ OB職員の関与について確認した。

- ・OB職員の榎田氏が麻溝台・新磯野地区整備事務所によく出入りしており荒井所長とともに出かけることも数度あった。(谷畑氏)(加藤和幸氏)
- ・職員から、榎田さんから電話があったとか、それから、榎田さんが来ていたというのは再三聞いていましたから、これは影響がないわけではないという認識はありましたね。それはやっぱり、ほかの話をしに来るといふのも考えられないですから、A&Aの関係で来ているのかなとは、想像ですけど、そういう想像はしていました。(佐藤時弘氏)
- ・相談を求められて、私が判断をするような相談を求められたか、また、助言の中で、私が指示をするような助言をしたか、そういう意味では、求められたことはございません。ただ、一般的な話の中で、当然、いろいろな話が出てくることで、それは私の経験上、私はこうだと思いますとか、そういう話はしたことはございます。(榎田氏)
- ・A&A事務所に行ったことは事実です。ですけど、荒井所長に私がわざわざアポを取って、用事があって行ったということはかなり少ないです。私も当時、他の部署や他の職員に用事があって役所に来たことはありますので、その帰りに荒井所長のところに寄ったり、また、ほかの私の知り合いの職員のところへ寄ったりして、普通の挨拶をして帰ったということが主です。(榎田氏)
- ・当該区画整理の中に中心市街地みたいのが、商業施設を入れる市街地の計画があって、そこにテナントとかホームセンターを誘致したいということで、私もそれは個人的に、そういう業者から、

興味があるので資料をもらってくれないとか、そういうことは言われました。荒井氏もいろいろ、ほかのテナントとかそういうところに声をかけてセールスはしていたので、そういう相談をしていたことは事実です。(榎田氏)

- ・安藤所長とは、私は接触しましたが、それは、たしか私の知っている業者が清水建設の下請に入っていたので、その業者が課長を紹介してもらいたいということで紹介したことはあります。ただ、清水建設とは接触はしていません。私は、その業者が自分たちのついで清水建設に下請として入ったということで、ただ、やはり市の監督がありますから、市の課長さんにも挨拶に行きたいんだけど紹介してくださいということで、安藤課長には1回紹介したことはあります。ですから、それは清水建設とは関係のない話です。(榎田氏)
- ・この問題ができてから、市でも調査委員会をつくったり、議会でも98条や百条委員会など、そのほか、いろいろな委員会等でも研究またはいろいろ調査もされたと伺っております。ただ、この話をいろいろ聞いてみて、荒井という所長が絶えず出てきます。ただ、この包括委託の問題でも、国に相談に行ったりしたのは荒井だけではないですね。榎田というOBが、辞めても市の公務上の問題に同席していたり、荒井を伴って業者と飲食の席を共にしていたり、私、今ちょっとここでは言えませんが、もっとほかの人たちと九州へ行かれたり、どこかへ行かれたり、そういう話は入ってきています。荒井という所長が、私の判断ですよ、彼が自作自演でそんなことができるのかなと。できます？ 業者を呼んで、よう、一杯飲ませろとか、九州へ連れていけとか、北海道へ連れていけとか、市内業者を使えとか言って警察で問題になりましたよね、調査でね。私は、そんなことを荒井という職員が1人でやっていたとは到底思えないですね。それは榎田さんと2人で組んでやったと思っているわけではないですよ。何かがあって、誰かがいろいろなことを組み立てて、このA&Aを舞台に何かをしようとしていた、私はそう思っています。私個人としては、いろいろな思いは腹の中にありますけれども、それは個人の見解ということになります。(加山氏)
- ・自分の感想といいましょうか、感覚ですけれども、いろいろなところにそのお名前が出てきますので、なぜ、その業者と所長とあの方が町田市で飲食を共にしなければいけないのか、国交省へ行かなくてはいけないのか、それ以外に、ここに出ていませんけど、私に入ってきている情報は、特定の議員さんと特定の場所に行ったなど、そんな話、聞いていますよ。だから、おかしいなど。私はそういう話を聞いていましたから、あの方とは会いません。それで、先ほど言いましたように、私が辞めて、98条委員会ってできたの、いつですか、5月、6月頃(「そうです」と呼ぶ者あり)もったですか。そのときに、先ほど言いましたように、うちの市の職員で部長だった者が亡くなって、告别式がありました。そのときの直会の席で、本村さんから俺のところに百条委員会やらないと連絡があったと、こう言いましたよ、私たちに。何であなたがそんなことを知っているのかと。今、百条委員会やらないかと議会でもめていないですかと、そういうことを知っていましたよ。すごいなと思いました。(加山氏)
- ・榎田さんが御活躍している場が多いなど、そう感じました。ただ、一般的に考えますと、辞めた方が国と一緒に交渉に行ったり、業者と、まあ、逆に言うと、一般の人だから、知り合いの業者を使ってくれないかと、昔の知っている人だから言ってきたのかなということは思いますけれども、ただ、私は警察ではありませんので分かりません。(加山氏)

<検証結果>

OB職員の関与については、当時の所長も含め、不自然かつ問題となる行動が確認されるとともに元市長の加山氏からは特定の議員の関与も疑われる証言を確認した。なお、職員課や都市建設局から提出された本事業に関与していた職員のヒアリング調書を確認すると、小星副市長と元都市建設局長の榎田氏と所長の荒井氏の3人でこの事業を取り仕切っているとの構図が見えた。わかりやすく言うと榎田元都市建設局長が絵を描いて荒井局長が実行し、小星元副市長が許可をしている構図だった。しかし、この証人喚問や参考人招致ではそのことを確認および証明することはできなかった。

エ 市長と副市長の関わりについて確認した。

- ・荒井所長が部長や局長と何か相談をしていたというところは、私はあまり記憶がなくて、やはり、副市長に説明に行って、方針を決定して、局長には副市長がこう言っていますというような形で進

めていたというような記憶でございます。(谷畑氏)

- ・荒井所長と小星副市長の関係については詳細は承知しておりませんが、私が平成27年11月から年度末にかけて、1回、決裁をいただきに行ったときには、それなりに時間を取って、いろいろな話をされていた。私、外にいたのですけれど、かなり時間を取って、いろいろ御相談されていた記憶は1回だけある。(鈴木竜氏)
- ・パワハラの件については、副市長に申し上げたという事はありますが、仕事に対してということはないです、申し上げたようなことはないです。逆に、いつだったかはちょっと記憶にはないですけど、副市長から私に対して、事業を早く進めたいという気持ちからだとは思っているんですけど、荒井所長が一生懸命やっているんだから応援してやれと。それで、決まったことに異を唱えるなど、こんな話をされたことがあります。何も知らない副市長が私にそう言うてくる以上は、それは何かあったんだと、そのように思いました。私としても、市長、副市長の期待には応えたいわけですから、そういったところを頭に置いて、荒井所長には対応していった。事業に対しても対応していったという記憶はあります。(佐藤時弘)
- ・私のその当時の感覚で申し上げさせていただくと、私は局長ではなかった。局長は私は直接いろいろ相談もしていましたし、逆に局長に話を聞いて、局長のほうが仕事をしていますから、私と共通した理解というか、局長に共通した理解を私がしていたというような気がします。私はその上の副市長だったのかなと。これはもっと強い何かがあったのかなんていう感じがなくなかったですね、やっぱり。それは全く知らないですけど、これほど副市長が言うのかな、なんていう感覚はありました。それが、だから、先ほど言った何かのコンサルなり、相談するところがあったのかなんていう感じはありましたね。(佐藤時弘氏)
- ・私の意見が全く通らないわけですから、逆にそういうこともあるわけですから、そういったところでは、やっぱり、どうしてここまでできるのかなというのが率直な感覚でありました。(佐藤時弘氏)
- ・私は市長とか副市長とA&Aの関係で仕事の話をしたことは一切ございません。それはこれから市長も小星さんも証人喚問で呼ばれると思うんですけど、それは聞いてもらえば分かると思います。市長は仕事の話をするのはすごく嫌いなほうなので。ですから、例えばほかのことで仕事の話に行っても、それは副市長に聞いてくれとか、そういうタイプなので、私はあんまり市長のところに行くときは、ゴルフの話とか、好きな魚釣りの話とか、そういうものがメインでした。仕事の話はほとんどなかったです。(榎田氏)
- ・荒井所長は小星副市長のことをそれなりに頼りにしていたという印象はありました。というのは、これは言っているのかどうか分かりませんが、荒井所長はよく上に頼んでも駄目だということで、直接、小星副市長に話をしたというようなことは聞いたことはあります。(榎田氏)
- ・荒井所長に指示をするということについては、全く記憶がありません。少なくとも、業務を執行するに当たって、業務の内容について、区画整理の業務について、私も専門家ではありませんから、そういうことについて何か指示をするなどということはありません、分からないわけですから。そういうことがあります。したがって、そういった記憶は全くありません。それから、報告の関係ですけども、これについては、この職員、要するに、この部局の職員に関わらず、それぞれ仕事というのはやっぱり課長が一番よく知っているというのは、これは事実ですから、何と申しますか、まあ、1年に1回か2回は報告、そういうものが来たことはあるのではないかと思います。ただ、私はそのように来たときには、例えば部長にも話し、局長にも話し、その上で私のところに来ている。私、これもたしか特別委員会でも言わせていただいたような気もするのですが、私自身はそのように受け止めておりますから、飛び越えてというようなことについては全く記憶がない、こういうことです。(小星氏)
- ・私は荒井という所長は具体的に知りません。先ほど言いましたように、包括委託方式を荒井が就任して3か月か4か月ですか、されたという話も聞いています。なぜ、すんなりと、私は、さっきから言っていますように、国が指定するそういう大きな事業、相模原市の包括委託方式を国として認めていくというのなんて、そんなこと簡単にできる話ではないと思っています。それを就任してたった二、三か月、半年ぐらいの間に国に行って取り付けてきた、そんなスーパーマンみたいな人があったら、こんな区画整理事業なんか簡単にできますよ。私はだから、そういう意味では、荒

井さんは外見でしか知らないです。私のところに上の人と二、三回一緒に来て、包括委託とか、何か説明したと思います。そのとき、しゃべらないです。私と会話するような人ではない、黙っている人。ふだんは知らないですよ。そんな人です。そんな印象ですね。(加山氏)

<検証結果>

谷畑氏の証言の「荒井所長が部長や局長と何か相談をしていたというところは、私はあまり記憶がなくて、やはり、副市長に説明に行き、方針を決定して、局長には副市長がこう言っていますというような形で進めていた。」という証言や、佐藤まちづくり事業部長の「副市長から私に対して、事業を早く進めたいという気持ちからだとは思っているんですけど、荒井所長が一生懸命やっているんだから応援してやれと。それで、決まったことに異を唱えるなど、こんな話をされたことがあります。何も知らない副市長が私にそう言う以上は、それは何かあったんだと、そのように思いました。」という証言、また、榎田氏の「荒井所長は小星副市長のことをそれなりに頼りにしていたという印象はありました。というのは、これは言っていないのかどうか分かりませんが、荒井所長はよく上に頼んでも駄目だということで、直接、小星副市長に話をしたというようなことは聞いたことはあります。」という証言から間違いなく荒井所長への指示や関与、または他の職員への圧力等があったことが窺える。

しかし、小星元副市長からは「荒井所長に指示をするということについては、全く記憶がありません。少なくとも、業務を執行するに当たって、業務の内容について、区画整理の業務について、私も専門家ではありませんから、そういうことについて何か指示をするなどということはありません、分からないわけですから。そういうことがあります。したがって、そういった記憶は全くありません。それから、報告の関係ですけれども、これについては、この職員、要するに、この部局の職員に関わらず、それぞれ仕事というのはやっぱり課長が一番よく知っているというのは、これは事実ですから、何といたしますか、まあ、1年に1回か2回は報告、そういうものが来たことはあるのではないかと思います。ただ、私はそのように来たときには、例えば部長にも話し、局長にも話し、その上で私のところに来ている。私、これもたしか特別委員会でも言わせていただいたような気もするのですが、私自身はそのように受け止めておりますから、飛び越えてというようなことについては全く記憶がない」との証言があり、真相の究明に至ることができなかった。

本特別委員会で明らかになったこととしては、当時の所長が部長に対して副市長の意向であるような説明をしていたことや、事業への関りについては、元副市長の小星氏とその他の証人の証言にずれがあること、そして、元市長の加山氏の関りとしては、市の重点施策ともいえる大規模事業にもかかわらず、その部署の所属長の適正等について判断していないだけでなく、包括委託方式の導入について荒井所長が就任して3、4か月で決まったことに違和感があったにも関わらず、その経緯等を確認していないことなどである。また、本事業については、政令市である市が決定すべき事業でありながら、「国が指定するそういう大きな事業である」とか、事業の施行体制も施行者である市として選択し決定すべきものであるにも関わらず、「相模原市の包括委託方式を国が認めた」など、制度や権限等について誤認していた事実を確認した。

オ 土地利用の意向調査や換地申出の調整の際に、バスの折り返し場の整備やバスルートの再編に関する説明をした事実について確認した

- ・整理計画があり、地権者にも、その旨、説明を行ったと記憶している。小田急線の相武台前からバスルートを新たに新設して、こちらに来ることができるというようなところを想定して地権者にはお話しをした。郵便局についても、南の郵便局については当時移転の計画等があったので、できれば、この事業区域に誘致できればなという話はあった。(野崎氏)

- ・A&A事業の全体像となっている短期計画ってたしかあったと思うが、その中には、交通広場というか、バスターミナル的なものが何か位置づけされていたと、記憶が定かではありませんけど、あります。いずれにしても、この事業が進めば人、物の流れができてるので、今ある公共交通というのは、県道の村富相武台線のところに北里から小田急相模原相武台前ですかね、行く路線しかないの、まずはそのバス路線の再編というものが必要になっていくだろうなということで、たしかこれは当時の担当の者にも、神奈中といろいろ調整を始めなきゃいけないというようなことを言った記憶はある。(永瀬氏)

- ・この事業をスタートするとき、都市建設総務室長で議論をしたことは記憶にあります。その段階で交通ターミナル、バスターミナルを設置しようということは記憶にあります。それがなくなったという

のは、私は承知していません。(森氏)

<検証・結果>

バス事業者との協議が調っておらず、また市として政策決定されていない交通ターミナルやバス停の設置及び郵便局の誘致をあたかも実現できるかのように地権者に説明していた事実があることが確認された。市民生活に直結する施設が整備されるかもしれないという情報によって、本事業の合意形成等地権者の意思決定に影響を与えていた可能性は十分に想定される。これは明らかな信用失墜行為にあたると思われる。

カ 加山前市長および小星副市長にこの事業に対する責任について確認した。

・御迷惑をおかけしていることについては申し訳ないとは思っていますけれども、この事業そもそもが、さっきも申し上げましたけれども、将来も荒地のままでもいいのか、どんどん荒れていく土地をそのままでもいいのかということと、一方では、手順を踏んで、学識などの意見も聞いてこの事業をやることによって、環境の問題も治安の懸念も解決される、さらには、当然ですけれども、産業の創出も雇用の増大も図れる。さらには恒久的な税源が確保される、こういうことで、一方では廃棄物の問題、たけれども、今申し上げたような、市にとってどちらが有益なのかということを考えて、これはもろもろ、役所の中でも手順を踏んでやって、そういう結論に至ったということとして、廃棄物については、さっきから申し上げているように、あるのは承知している。ただ、その量を推測するというか、量ることはできない、掘ってみなければ分からない。そういうことから、実際に掘削工事をやって、出た段階でどうなっていくのか、私はそのときが一番、対応という面で苦労も多い、本当にそこは苦労が多いと思う。だけど、そこが一番重要なことだと思っています。ただ、私がある時点までいて対応できればよかったわけですが、私はその1年ほど前に退任してしまっただけですから、これはどうにもならない話、このように思っております。(小星氏)

・トップとしてこの事業を推進する時間をいただいていたわけですから、その間における事務的なミスや不祥事、そういったことについては、当然、自分が責任を負うと、市民に対しては御迷惑をかけたと思っています。

ただ、やっぱり一番大事なことは、そういう責任は私で結構ですが、一番問題なのは、さっきから言っておりますように、あそこが市民生活、また、市のいろいろな経済的な問題も含めまして、あのままで放置しておいて、永久に解決はしないわけですから、解決できないわけですから、法的に言って、それをやらなければいけない義務も負っているわけですから、しっかり今の市政の中で適切に、自分たちが今議論されている中で問題点等が把握できたら、そういったものをしっかり取り除きまして、一番いい方法でしっかりと進めていただければと思っています。(加山氏)

<検証結果>

当時の市長及び副市長共に市民に対して迷惑を掛けてしまったという言葉はあったが、証言内容としては両名とも共通して、事業を実施したことの正当性を主張するものであった。事業化したことについて、「将来も荒地のままでもいいのか」、「放置しておいても永久に解決はしない」など、また、事業化を決定したことについては、「学識などの意見も聞いている」、事業効果としては「環境等の問題も解決され、産業の創出も雇用の増大も図れ、恒久的な税源が確保される」というものであった。ただし、廃棄物の問題については、役所の中でも手順を踏み結論に至ったことや、廃棄物については、その量は掘ってみなければ分からなかったと説明しており、実際に掘削工事をを行い、出た段階でその対応について苦労するのであろうと考えていたなど、問題や課題を認識していたにもかかわらず、対応を先送りしていた事実があったことが明らかとなった。

証人らの発言には、あたかも事業化したことがなぜ責められるのかと疑問を呈するものであったが、本委員会としては、本事業が本市の総合計画や都市計画における位置づけから、事業の必要性については理解しており、決して事業化したことを問題として調査しているものではなく、事業の推進体制や制度上の問題に対する取り組み経緯などを明らかにしようとするものである。本委員会として問題としているのは、事業化するに至る過程や事業計画決定以降、土地区画整理事業が一時中断することになった原因や不適切な事務処理に関する事実を調査するものである。

選挙によって選ばれた市長が、市民の負託に応えるために必要であると判断し実施したことが、結果として政策上の問題となったとしても、法的な過失等違法性がなければ、法的責任を追及することはできないが、本事業がこのような状況となったことについての原因を含め、その経過を確認す

る限り、少なくとも道義的責任があることは明らかであるというのが、本委員会の結論である。

以 上